

# 別海町耐震改修促進計画(第3期)

令和5年3月

別海町建築住宅課

## 目 次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の目的.....	2
3 対象区域・計画期間.....	2
4 計画の位置づけ .....	3
5 別海町の概要 .....	4
<b>第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標</b> .....	<b>8</b>
1 想定される地震及び被害状況調査 .....	8
2 耐震化対策の現状の把握 .....	30
<b>第3章 住宅・建築物の耐震化に係る目標</b> .....	<b>36</b>
1 令和7年度及び令和12年度を目標とした耐震化の目標設定.....	36
2 耐震化に向けた取組方針 .....	37
<b>第4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向</b> .....	<b>39</b>
1 耐震化に向けた各主体の役割.....	39
2 耐震化促進に向けた施策の基本的方向.....	40
<b>第5章 耐震化を促進するための施策</b> .....	<b>41</b>
1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及.....	41
2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備 .....	43
3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上 .....	50
<b>第6章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言</b> .....	<b>51</b>
1 耐震改修促進法に基づく指導・助言.....	51
2 所管行政庁との連携	

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国は同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という）」を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。

その後、東南海・南海地震、首都圏直下型地震など大地震が想定される警戒地域外で、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、全国いっどこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広まり、これを受け、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の促進や建物所有者に対する指導等について強化されることとなりました。

このような動向を受け、北海道では平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を策定し、別海町においても計画的な耐震化の推進を図るため、平成20年2月に「別海町耐震改修促進計画」を策定しています。

その後平成30年3月に、本計画の見直しを経て、これまで町内における建築物の耐震化の促進に向け、各種施策等取り組んできたところです。

しかし、近年では北海道内においても平成30年9月に発生した胆振東部地震では最大震度7を観測し、数多くの建築物が被害を受ける結果となりました。

こうした状況から、令和3年4月には「北海道耐震改修促進計画」が見直されたことや、本町の計画が令和4年度末で計画期間が終了することから、これまでの施策等に関する検証を行うとともに、国及び北海道の目標を踏まえ、耐震化の新たな目標を設定し直す必要があるため、本計画の見直しを行うこととします。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴール目標1（貧困をなくそう）、11（住み続けられるまちづくりを）、13（気候変動に具体的な対策を）の達成に資するものであり、災害に対する建築物の倒壊等から人命を守り、脆弱性を軽減することなどを目指すものです。

（ゴールターゲット）

災害からの脆弱性を軽減する。



災害による被災者数等を大幅に削減する。



自然災害に対する強靱性等を強化する。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール(目標)と、それぞれの下に、より具体的な169のターゲットがある。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

表 1-1 耐震改修促進法の主な変遷履歴

年	関係法令の 制定、改正	概要	主な背景
昭和 55 年	建築基準法改正 (新耐震基準の整備)	構造計算に動的な考え方を盛り込んだ、いわゆる「新耐震基準」を義務化。	宮城県沖地震 (昭和 53 年)
平成 7 年	耐震改修促進法制定	建築物の耐震性の向上を目的とした新たな法律を制定。 特定建築物所有者の耐震診断、耐震改修の責務を規定。	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災：平成 7 年)
平成 17 年	耐震改修促進法改正	計画的な耐震化の促進を目的として、自治体による耐震改修促進計画の策定責務を法に規定。 特定建築物の範囲の拡大。	新潟県中越地震 (平成 16 年) 福岡県西方沖地震 (平成 17 年)
平成 25 年	耐震改修促進法改正	要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物の所有者に耐震診断の実績及び結果報告の義務を規定。 原則、全ての建築物の所有者に耐震診断、耐震改修の努力義務を規定。	岩手・宮城内陸地震 (平成 20 年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災：平成 23 年)
平成 30 年	耐震改修促進法施行 令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付け。	大阪北部地震 (平成 30 年)

表 1-2 本町における耐震改修促進計画の策定変遷履歴

計画策定期期	計画 (期)	計画期間
平成 20 年 2 月	別海町耐震改修促進計画 (第 1 期)	平成 20 年度～平成 27 年度
平成 30 年 3 月	別海町耐震改修促進計画 (第 2 期)	平成 30 年度～令和 4 年度
令和 5 年 3 月	別海町耐震改修促進計画 (第 3 期)	令和 5 年度～令和 9 年度

## 2 計画の目的

本計画は、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画に基づき、大規模地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産等の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、町内における建築物の耐震性の向上を図ることを目的とします。

## 3 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は別海町全域とし、計画期間は 5 年間（令和 5 年度から令和 9 年度）とします。

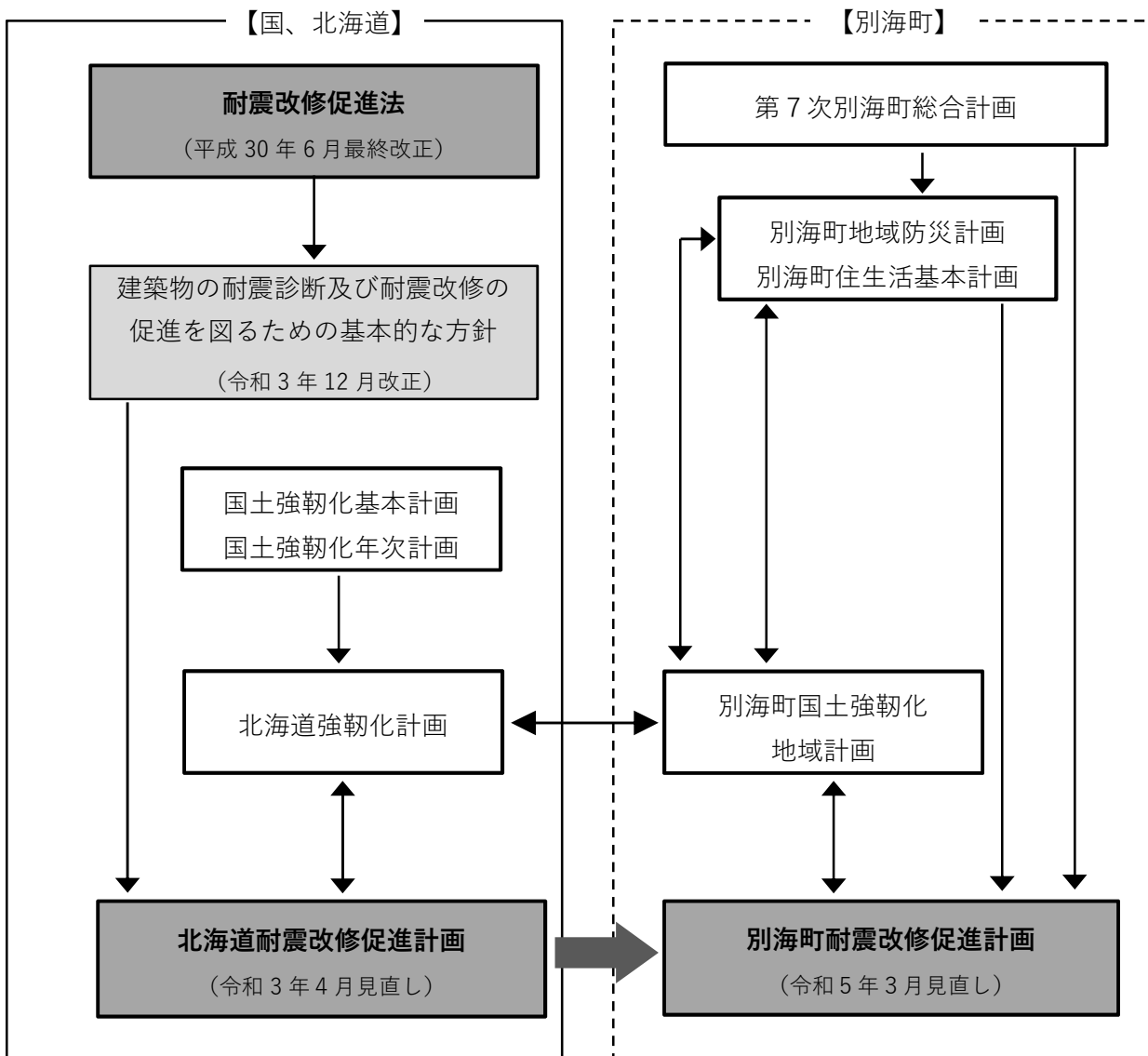
なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

#### 4 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき策定します。

本計画の策定にあたっては、上位計画（北海道耐震改修促進計画、第7次別海町総合計画等）、計画指針（別海町国土強靱化地域計画）、関連計画（別海町地域防災計画、別海町住生活基本計画等）、その他分野別計画との整合性を図ります。

図 1-1 計画の位置づけ



## 5 別海町の概要

### (1) 位置・地形

別海町は北海道東部根室管内の中央に位置し、東西61.4km、南北44.3km、総面積1,319.63km<sup>2</sup>の広大な面積を有しており、根室市、標津町、中標津町、標茶町、厚岸町、浜中町の6市町と接し、東はオホーツク海に面しています。また、野付半島から北方四島の国後島までは約16kmの距離にあり、北方領土隣接地域となっています。

地勢は全般的に山岳がなく、標高20～80mの広大な波状台地である根釧台地が町域の大半を占めるため、雄大な地平線が広がります。また、摩周湖の伏流水を水源とする西別川のほか、風蓮川、床丹川、春別川、当幌川、ヤウシュベツ川などの河川がオホーツク海へ注いでいます。

図 1-2 別海町の位置



### (2) 気候

別海町は、沿岸部では海洋性気候、内陸部では大陸性気候を示し、年平均気温は6.3℃と比較的冷涼な気候となっています。

夏は濃霧曇天の日が多く、冬は令和4年で最深積雪量が94cm、過去5年間平均の最深積雪では74cmであり、建築基準法上の多雪区域に分類されます。

表 1-2 年次別気象概要

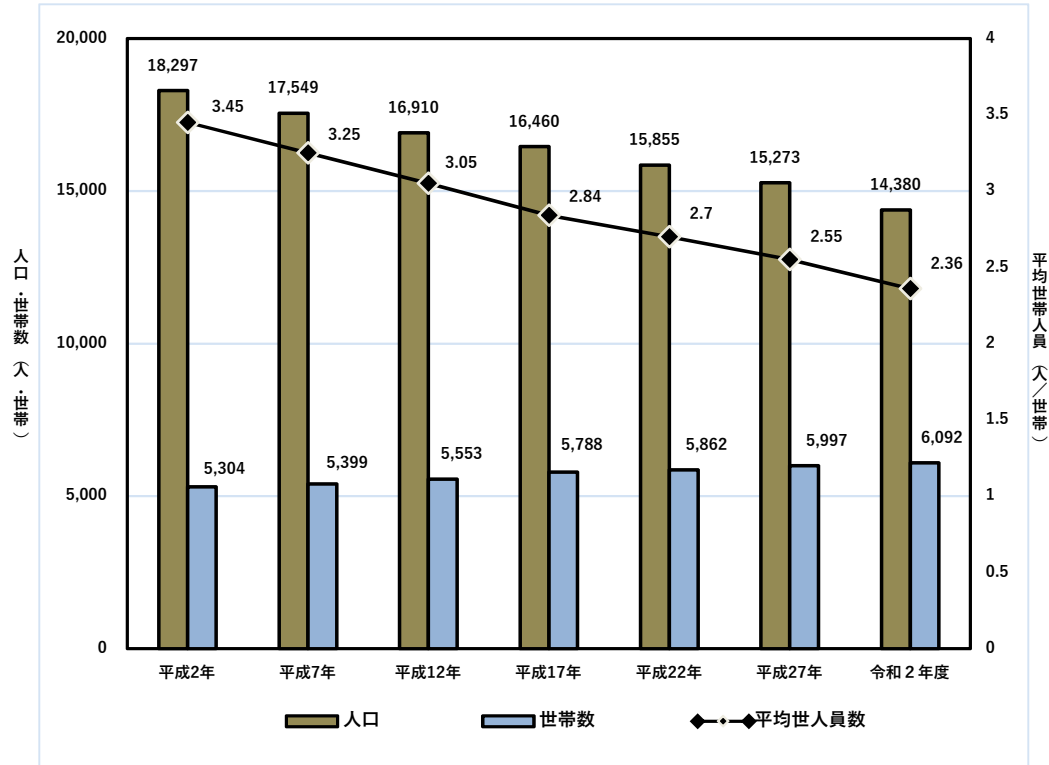
年	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	年間 日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)				
平成30年	1,224.0	5.9	32.8	-22.3	2.1	1,811.1	297	68
令和元年	1,044.5	6.1	36.6	-28.7	2.0	2,007.7	276	66
令和2年	854.0	6.3	33.6	-21.5	2.0	1,792.1	204	81
令和3年	1,369.5	6.5	32.1	-25.4	2.0	1,557.0	198	60
令和4年	1,338.5	6.8	33.0	-23.0	1.9	1,787.9	265	94
5年平均	1,166.1	6.3	33.6	-24.2	2.0	1,791.2	248	74

資料：気象庁ホームページ

### (3) 人口・世帯

人口・世帯数は令和2年国勢調査では14,380人、6,092世帯となっています。推移をみると、人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向となっています。

図 1-3 人口、世帯の推移



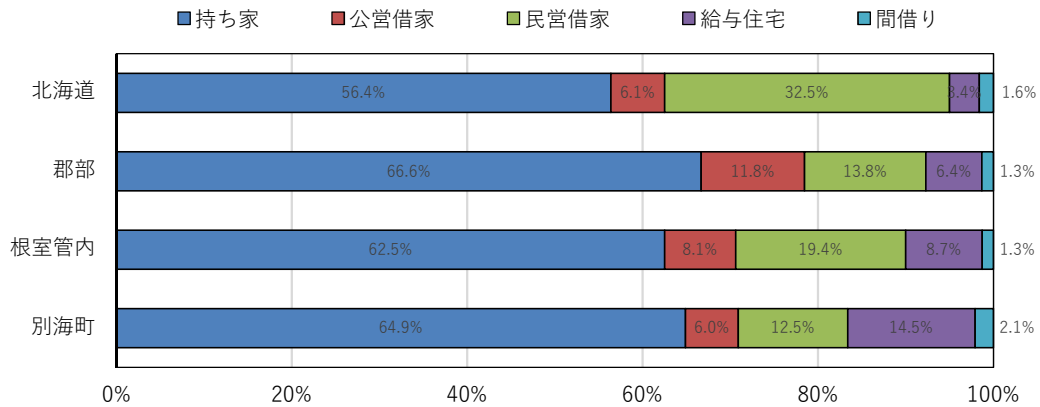
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

#### (4) 住宅所有関係別世帯数

住宅所有関係別世帯数をみると、令和2年国勢調査では、持ち家が64.9%、公営借家が6.0%、民営借家が12.5%、給与住宅が14.5%、間借りが2.1%となっています。

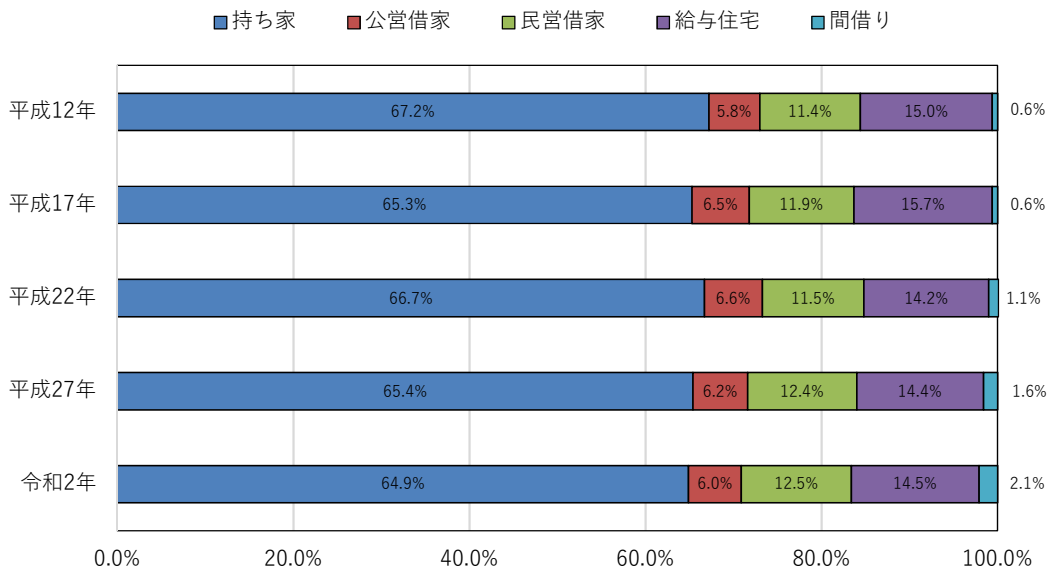
全道、郡部、根室管内と比較すると、給与住宅率が最も高く、公営借家率が最も低くなっています。

図 1-4 住宅所有関係別世帯構成比の比較



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

図 1-5 住宅所有関係別構成比の推移



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）



### (5) 地震履歴（別海町内、震度4以上）

地震履歴をみると、平成15年9月と平成16年11月に震度5強の地震が発生しており、その後令和5年1月までに震度5弱以上の地震が3回発生しています。

表 1-3 別海町及び周辺の主な地震歴

年月日	震度	震源地（M：マグニチュード）	
平成12年1月28日 23:21	震度4	M7.0	根室半島南東沖
平成12年12月22日 19:13	震度4	M6.1	択捉島付近
平成14年8月25日 19:13	震度4	M6.0	根室半島南東沖
平成15年9月26日 4:50	震度5強	M8.0	十勝沖
平成15年9月27日 17:06	震度4	M5.2	釧路沖
平成15年10月8日 18:06	震度4	M6.4	釧路沖
平成16年4月12日 3:06	震度4	M5.8	釧路沖
平成16年11月4日 23:03	震度4	M5.8	北海道東方沖
平成16年11月29日 3:32	震度5強	M7.1	釧路沖
平成16年11月29日 3:36	震度4	M6.0	釧路沖
平成16年12月6日 23:15	震度5弱	M6.9	釧路沖
平成17年1月18日 23:09	震度5弱	M6.4	釧路沖
平成17年9月21日 11:25	震度4	M6.0	国後島付近
平成18年11月22日 20:15	震度4	M5.6	北海道東方沖
平成20年5月11日 3:24	震度4	M5.1	国後島付近
平成20年7月24日 0:26	震度4	M6.8	岩手県沿岸北部
平成21年4月28日 20:21	震度4	M5.4	釧路沖
平成23年6月14日 21:48	震度4	M5.1	釧路沖
平成24年8月25日 23:16	震度4	M5.1	釧路沖
平成25年2月2日 23:17	震度5弱	M6.5	十勝地方南部
平成25年4月19日 12:05	震度4	M7.0	千島列島
平成27年1月9日 03:42	震度4	M5.5	根室地方北部
平成30年4月14日 04:00	震度4	M5.4	根室半島南東沖
平成30年4月24日 17:53	震度4	M5.4	根室半島南東沖
令和2年1月28日 10:36	震度4	M5.5	根室半島南東沖
令和2年2月13日 19:33	震度4	M7.2	択捉島南東沖
令和2年5月31日 03:13	震度4	M5.6	十勝沖

資料：気象庁ホームページ（気象庁で令和5年1月時点）

※平成8年4月1日、別海常盤町280番地に震源観測点が設置されてからの全記録（震度4以上）

## 第2章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

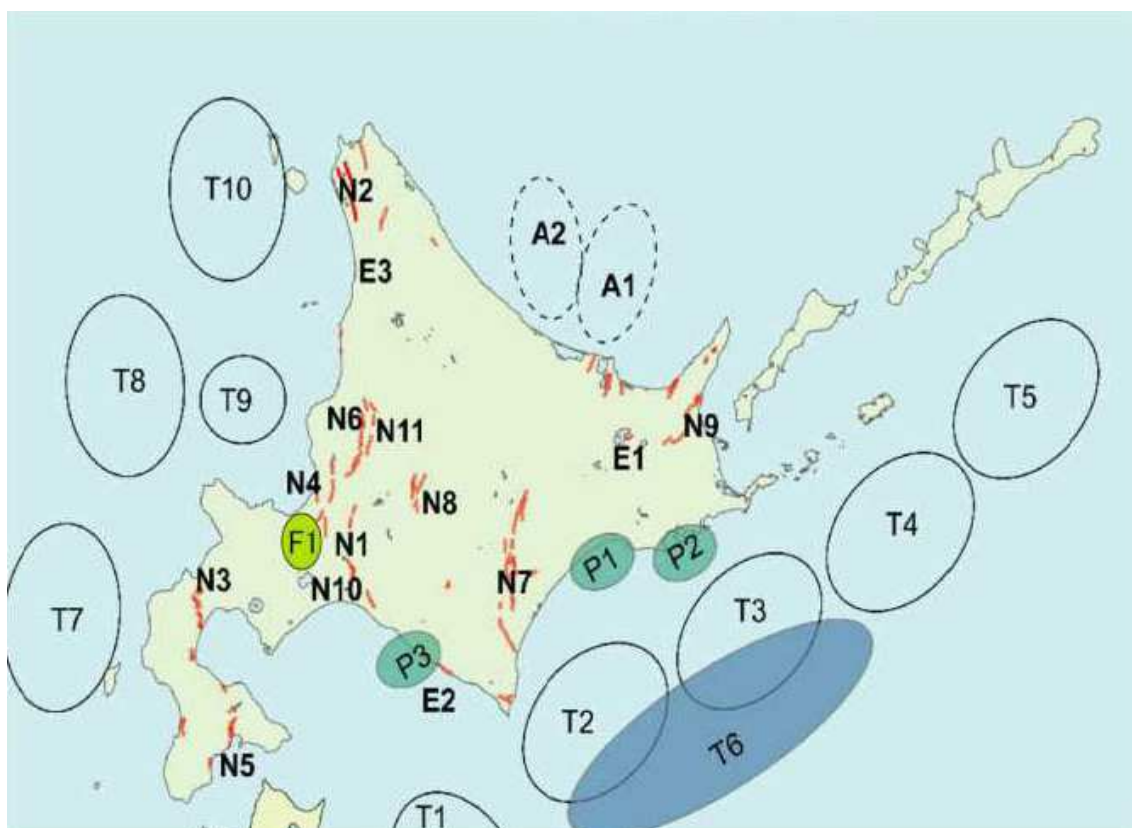
### 1 想定される地震及び被害状況調査

#### (1) 想定地震

「北海道地域防災計画（令和3年11月修正）」では海域で発生する海溝型（プレート境界）地震と、陸域などで発生する内陸型（地殻内）地震に大別して30の地震を想定しています。

想定地震における別海町内の震度は標津断層帯（N9）と根室沖（T3）が震度階級で6強となり、最大となることから、本計画ではこの二つの地震で被害想定を行います。

図 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の位置



資料：北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）

表 2-1 北海道地域防災計画による想定地震の概要

領域又は地震名		マグニチュード	地震発生率 <sup>※</sup>		
			10年以内	30年以内	50年以内
海溝型地震					
千島海溝/日本海溝					
T1	三陸沖北部	8.0			
T2	十勝沖	8.1	0.2%	10%程度	40%程度
T3	根室沖	7.9	30%程度	80%程度	90%程度
T4	色丹島沖	7.8	20%程度	60%程度	80%程度
T5	択捉島沖	8.1	20%程度	60%程度	80%程度
T6	500年間隔地震	8.6			
日本海東縁部					
T7	北海道南西沖	7.8	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%
T8	積丹半島沖	7.8			
T9	留萌沖	7.5			
T10	北海道北西沖	7.8	0.002~0.04%	0.006~0.1%	0.01~0.2%
プレート内					
P1	釧路直下	7.5			
P2	厚岸直下	7.2			
P3	日高西部	7.2			
主要断層帯名		マグニチュード	地震発生率 <sup>※</sup>		
			30年以内	50年以内	100年以内
内陸型地震					
活断層帯					
N1	石狩低地東縁主部	7.9	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0~0.002%
	石狩低地東縁主部北側	7.5			
	石狩低地東縁主部南側	7.2			
N2	サロベツ	7.6	4%以下	7%以下	10%以下
N3	黒松内低地	7.3	2~5%以下	3~9%以下	7~20%以下
N4	当別	7.0	ほぼ0~2%	ほぼ0~4%	ほぼ0~8%
N5	函館平野西縁	7.0-7.5	ほぼ0~1%	ほぼ0~2%	ほぼ0~3%
N6	増毛山地東縁	7.8	0.6%以下	1%以下	2%以下
N7	十勝平野				
	十勝平野 主部	8.0	0.1~0.2%	0.2~0.3%	0.5~0.6%
	十勝平野 光地園	7.2	0.1~0.4%	0.2~0.7%	0.5~1.0%
N8	富良野				
	富良野 西部	7.2	ほぼ0~0.03%	ほぼ0~0.06%	ほぼ0~0.1%
	富良野 東部	7.2	ほぼ0~0.01%	ほぼ0~0.02%	ほぼ0~0.05%
N9	標津	7.7以上	不明	不明	不明
N10	石狩低地東縁南部	7.7以上	0.2%以下	0.3%以下	0.6%以下
N11	沼田-砂川付近	7.5	不明	不明	不明
伏在断層					
F1	札幌市直下	6.7-7.5			
既往の内陸地震					
E1	弟子屈地域	6.5			
E2	浦川周辺	7.1			
E3	道北地域	6.5			
オホーツク海					
A1	網走沖	7.8			
A2	紋別沖(紋別構造線)	7.9			

※地震発生確率は北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)に記載があるもののみを記載。

■参考：千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）

「北海道地域防災計画」のものとは別に、政府の地震調査研究推進本部からも、北海道東部に巨大な津波をもたらす「超巨大地震（17世紀型）」は発生から400年程度経過し、切迫している可能性が高く、今後30年以内にM9.0クラスの地震が予想されています。

■千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）のポイント

(概要1)

千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）のポイント

地震調査研究推進本部 事務局

### 1. 海溝型地震の長期評価

- 地震調査研究推進本部の下に設置されている地震調査委員会は、防災対策の基礎となる情報を提供するため、将来発生する可能性のある地震の場所、規模、確率について評価し、これを長期評価として公表している
- 海溝型地震とは、海のプレートと陸のプレートとの間のずれによって生じるプレート間地震（プレート境界地震）と、海のプレート内部の破壊によって発生するプレート内地震を指し、大きな津波を伴うこともある



### 3. 千島海溝沿いで発生する地震の規模・確率

(今後30年以内の地震発生確率 2017年1月1日時点)



### 2. 改訂のポイント

- 東北地方太平洋沖地震を踏まえ、津波堆積物から超巨大地震(17世紀型)を評価
- 過去の地震の震源域に多様性があると考え、北方領土側の領域を統合して評価
- 三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価を踏まえ、海溝寄りのプレート間地震や海溝軸外側の地震を評価

### 4. 評価のポイント

- 北海道東部に巨大な津波をもたらす「超巨大地震(17世紀型)」は、発生から400年程度経過し、切迫している可能性が高い
- M7程度の地震はどの領域でも、高い頻度で発生している

評価対象地震\領域	十勝沖	根室沖	色丹島沖及び択捉島沖
超巨大地震(17世紀型)	M8.8程度以上 7~40%		
プレート間巨大地震	M8.0~8.6程度 7%	M7.8~8.5程度 70%程度	M7.7~8.5前後 60%程度
ひとまわり小さいプレート間地震	M7.0~7.5程度 80%程度		M7.5程度 90%程度
十勝沖から択捉島沖にかけての海溝寄りのプレート間地震(津波地震等)	Mt8.0程度・50%程度		
沈み込んだプレート内のやや浅い地震	M8.4前後・30%程度		
沈み込んだプレート内のやや深い地震	M7.8程度・50%程度		
海溝軸外側の地震	M8.2前後・確率不明		

資料：地震調査研究推進本部「千島海溝沿いの地震活動の長期評価（第三版）改訂のポイント」（平成29年12月19日公表）

■参考：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際に想定される、具体的な被害を想定して、被害の規模を明らかにすることにより、防災対策の必要性を道民に周知することや道内市町村が個別の地域における防災対策を立案し、施策の推進に活用することを目的とした被害想定が北海道より発表されています。

表 2-2 被害想定の結果（令和4年7月28日・北海道による被害想定より抜粋）

地域（季節時間）	建物被害（全壊棟数）		人的被害（死者数）
	揺れ	液状化	建物倒壊
別海町（夏・昼）	60棟	40棟	0人
別海町（冬・夕）	160棟	40棟	0人
別海町（冬・深夜）	160棟	40棟	0人

※津波の影響による被害想定数は除く。

## (2) 地震動評価

想定地震における別海町内の最大震度は以下のとおりです。標津断層帯（45\_5）と根室沖が震度階級で6強となり最大となります。

表 2-3 想定地震における別海町内の平均震度・最大震度

	想定地震	モデル（※3 参照）	最大震度		平均震度	
			震度階級	震度	震度階級	震度
1	標津断層帯	30_1	6.1	6強	5.3	5強
2		45_5	<b>6.1</b>	<b>6強</b>	<b>5.6</b>	<b>6弱</b>
3	十勝平野断層帯主部	30_3	5.1	5強	4.6	5弱
4		45_2	4.8	5弱	4.2	4
5		45_5	5.1	5強	4.6	5弱
6	根室沖	—	<b>6.1</b>	<b>6強</b>	<b>5.4</b>	<b>5強</b>
7	十勝沖	—	5.9	6弱	5.4	5強

※1 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の最大値

※2 町内を250mメッシュに分割し、メッシュ毎に計算された震度の平均値

※3 北海道の地震被害想定における地震動を計算する緒元を明らかにするために設定した各断層モデルのこと。

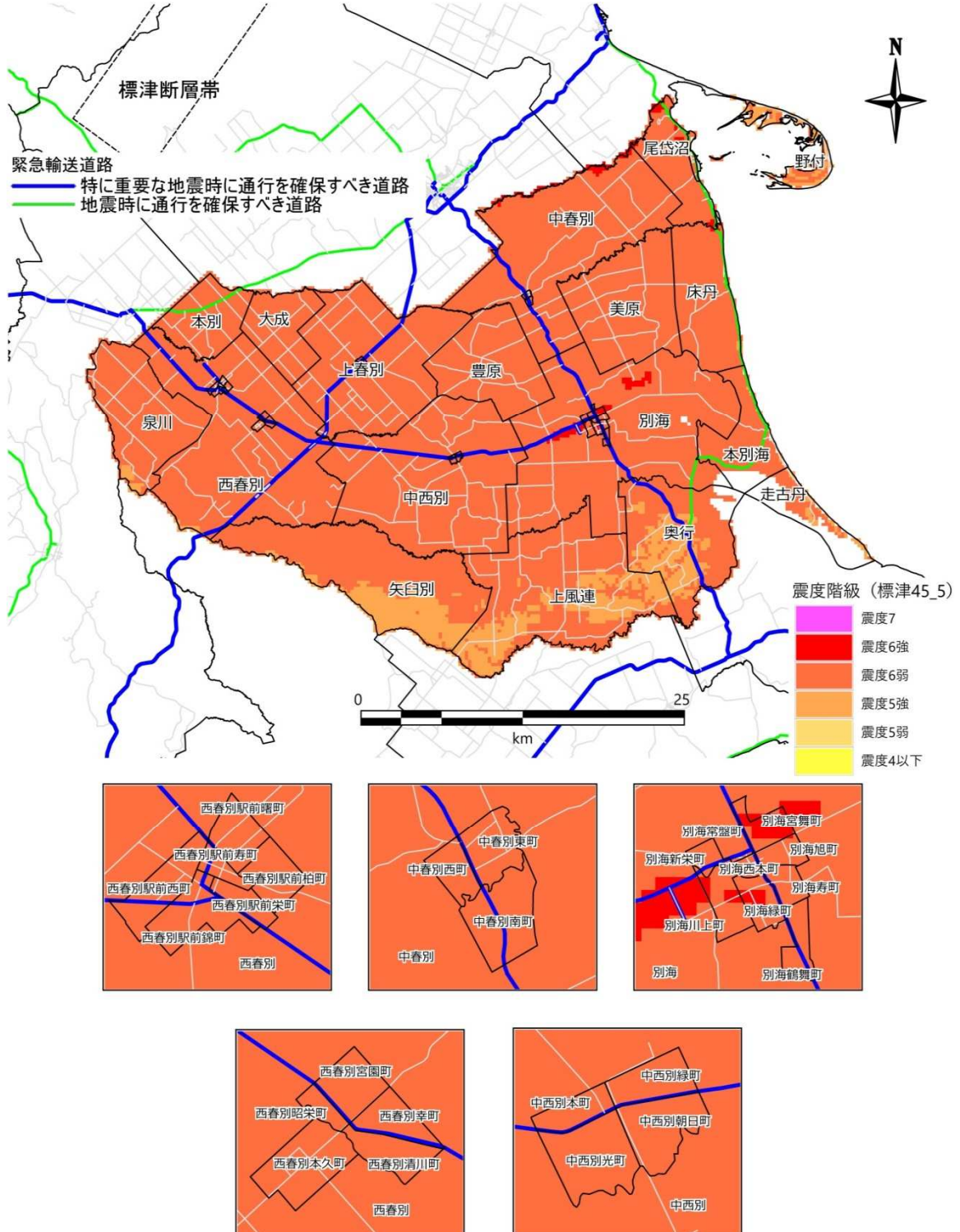
### (参考) 気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5弱	4.5 - 5.0 未満
1	0.5 - 1.5 未満	5強	5.0 - 5.5 未満
2	1.5 - 2.5 未満	6弱	5.5 - 6.0 未満
3	2.5 - 3.5 未満	6強	6.0 - 6.5 未満
4	3.5 - 4.5 未満	7	6.5 以上

### ①標津断層帯（45\_5）における震度分布

標津断層帯（45\_5）における震度分布（250mメッシュ）をみると、町内ほぼ全域で震度6弱となっており、別海地区、中春別、床丹、尾岱沼の一部地域では震度6強の地域も見られます。

図 2-2 標津断層帯（45\_5）における震度分布



## ②根室沖における震度分布

根室沖における震度分布（250mメッシュ）をみると、南東部でより強く揺れ、特に別海、奥行、走古丹、本別海、上風連の一部地域で震度6強となっており、その他東側の地域で震度6弱の地域が多くなっています。

西部では震度5強の地域が多くなっています。

図 2-3 根室沖における震度分布

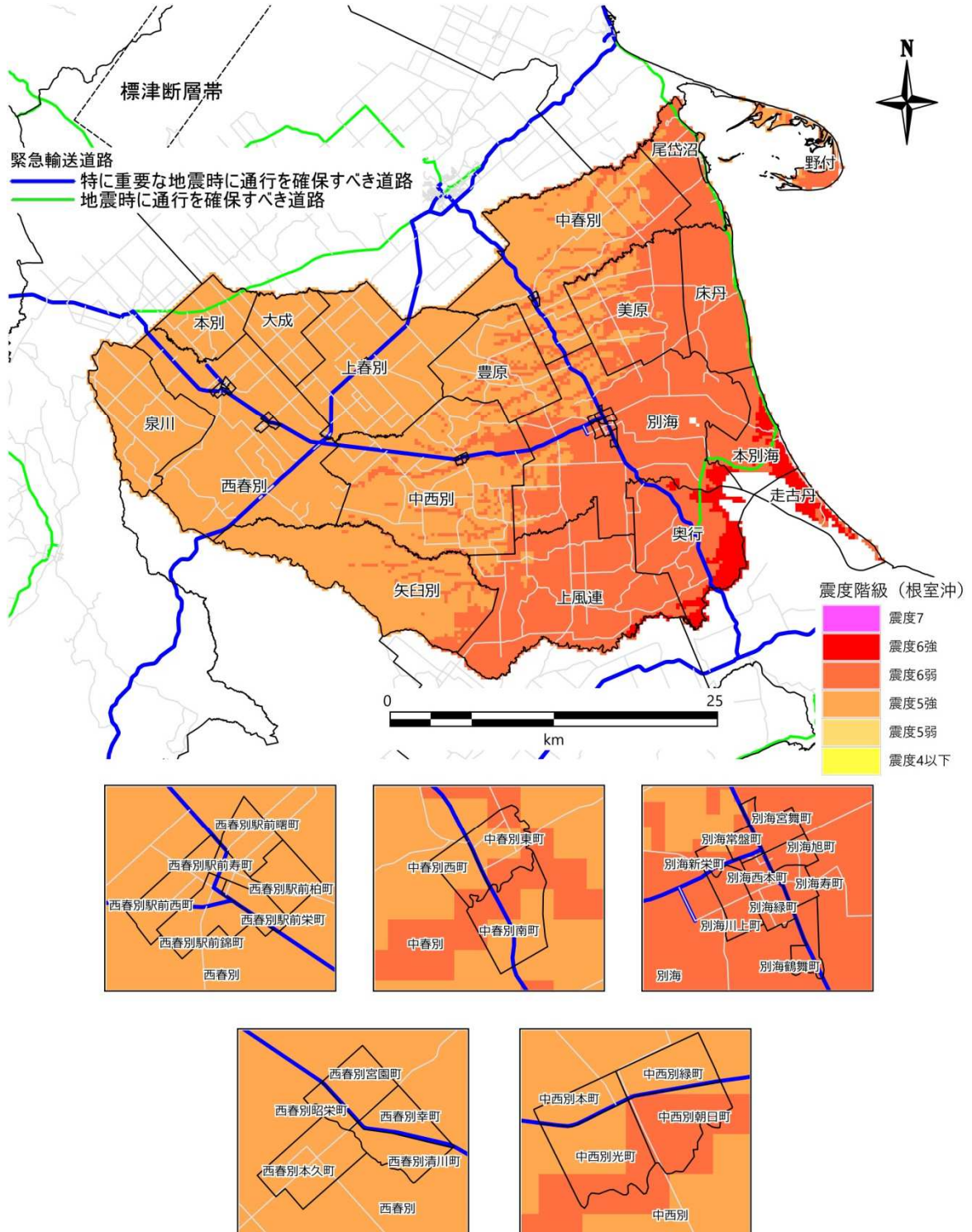


表 2-4 標津断層帯 (45\_5) 及び根室沖地震における字別最大震度・平均震度

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	標津 45_5 最大震度	根室沖 最大震度	標津 45_5 平均震度	根室沖 平均震度
1	別海新栄町	0.3	6.0	5.8	5.7	5.5
2	別海常盤町	0.3	6.0	5.8	5.7	5.5
3	別海宮舞町	0.6	6.0	5.8	5.8	5.6
4	別海西本町	0.2	5.7	5.5	5.6	5.5
5	別海旭町	0.4	6.0	5.8	5.7	5.6
6	別海寿町	0.4	5.9	5.8	5.7	5.6
7	別海緑町	0.6	6.0	5.9	5.7	5.6
8	別海鶴舞町	0.6	5.8	5.7	5.7	5.6
9	別海川上町	0.7	6.0	5.8	5.8	5.7
10	別海	168.1	6.0	6.0	5.6	5.6
11	中西別本町	0.1	5.7	5.5	5.7	5.4
12	中西別光町	0.2	5.7	5.5	5.7	5.5
13	中西別朝日町	0.2	5.7	5.5	5.7	5.5
14	中西別緑町	0.1	5.7	5.5	5.7	5.4
15	中西別	134.5	5.8	5.6	5.6	5.4
16	奥行	67.0	5.9	6.0	5.4	5.5
17	走古丹	22.5	5.8	6.1	3.0	3.1
18	本別海	30.8	5.9	6.0	5.1	5.2
19	中春別	124.1	6.1	5.7	5.8	5.4
20	中春別東町	0.2	5.8	5.5	5.8	5.4
21	中春別西町	0.1	5.8	5.5	5.8	5.4
22	中春別南町	0.3	5.8	5.5	5.8	5.4
23	豊原	51.6	5.9	5.5	5.7	5.4
24	美原	66.3	5.9	5.7	5.7	5.5
25	大成	28.3	5.9	5.4	5.8	5.3
26	本別	28.4	5.9	5.4	5.8	5.3
27	西春別	148.6	5.8	5.5	5.6	5.3
28	西春別昭栄町	0.1	5.7	5.3	5.7	5.3
29	西春別本久町	0.5	5.7	5.3	5.7	5.3
30	西春別宮園町	0.3	5.7	5.4	5.7	5.3
31	西春別清川町	0.3	5.7	5.4	5.7	5.3
32	西春別幸町	0.3	5.7	5.4	5.7	5.3
33	西春別駅前寿町	0.1	5.7	5.3	5.7	5.3
34	西春別駅前錦町	0.4	5.8	5.4	5.7	5.3
35	西春別駅前栄町	0.1	5.8	5.4	5.7	5.3
36	西春別駅前西町	0.4	5.7	5.3	5.7	5.3
37	西春別駅前柏町	0.3	5.7	5.3	5.7	5.3
38	西春別駅前曙町	0.3	5.7	5.3	5.7	5.3
39	泉川	58.6	5.7	5.3	5.5	5.2
40	矢臼別	97.5	5.6	5.6	5.5	5.4
41	上春別	99.5	5.9	5.4	5.7	5.3
42	上春別緑町	0.2	5.8	5.4	5.8	5.3
43	上春別旭町	0.2	5.8	5.4	5.8	5.3
44	上春別南町	0.1	5.8	5.4	5.8	5.3
45	上春別栄町	0.1	5.8	5.4	5.8	5.4
46	床丹	46.4	6.0	5.9	5.4	5.4
47	尾岱沼	27.5	6.1	5.9	5.6	5.5
48	尾岱沼潮見町	0.8	5.8	5.7	4.3	4.2
49	尾岱沼港町	0.3	5.8	5.7	1.7	1.7
50	尾岱沼岬町	0.5	5.9	5.8	4.5	4.4
51	野付	12.8	5.8	5.9	3.4	3.5
52	上風連	119.0	5.8	6.0	5.5	5.6
	町全体	1342.0	6.1	6.1	5.6	5.4



### (3) 建物被害評価

#### ①地震規模別に見た建物被害の想定

「平成 26 年度地震被害想定調査結果（平成 28 年 3 月 北海道）」においては、地震の計測震度と構造別・建築年別の建物被害の想定を図 2-6 のとおりとしています。

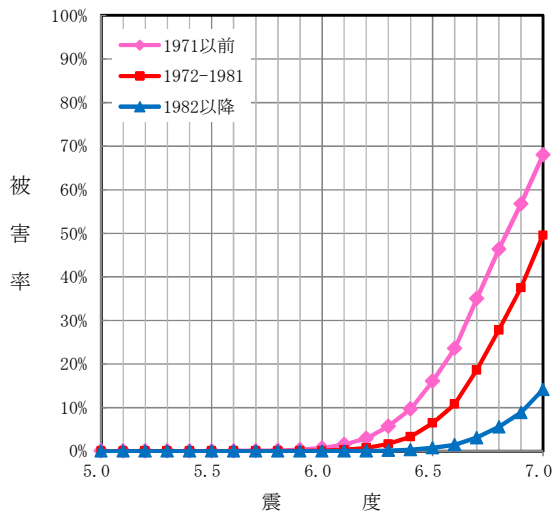
木造建物においては、別海町のように多雪区域の場合、積雪時には積雪荷重を考慮しています。

昭和 55 年以前（旧耐震基準）で建てられた建築物は、昭和 56 年以降（新耐震基準）に建てられた建築物に比べて全壊率・全半壊率が高く、例えば木造建物（冬以外）で計測震度が 6.7（震度 7）の場合に、昭和 56 年以降（新耐震基準）は約 1 割が全半壊、昭和 47～56 年以前の建物（旧耐震基準）は約 4 割が全半壊すると想定しています。

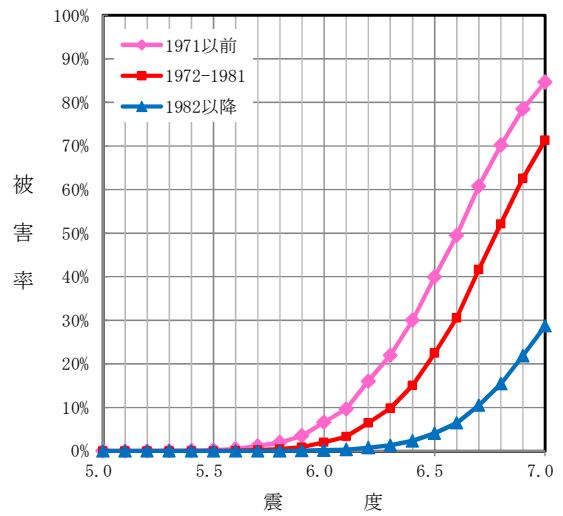
#### 参考：昭和 56 年以前と昭和 57 年以降の区分について（耐震基準について）

現在の耐震基準の原型は昭和 56 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法によるもので、それ以前の耐震基準が「旧耐震基準」、それ以降は「新耐震基準」と呼ばれています。

図 2-6 震度と構造別全半壊率との関係  
【木造（冬以外）】

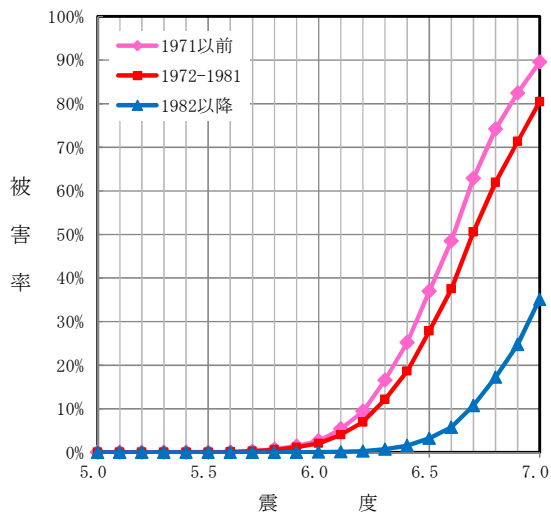


震度と木造全壊率との関係

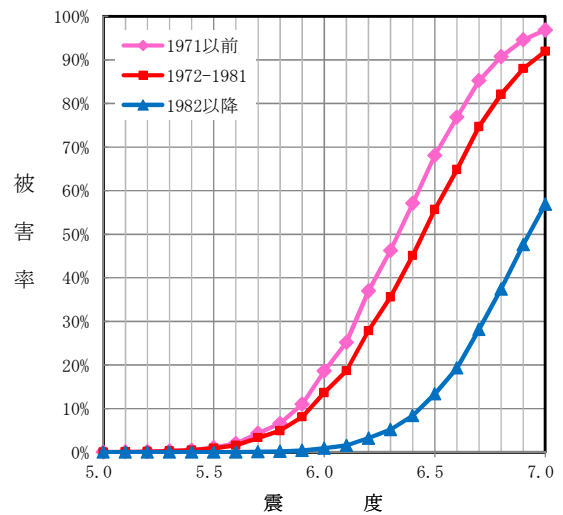


震度と木造全半壊率との関係

【木造（冬）】

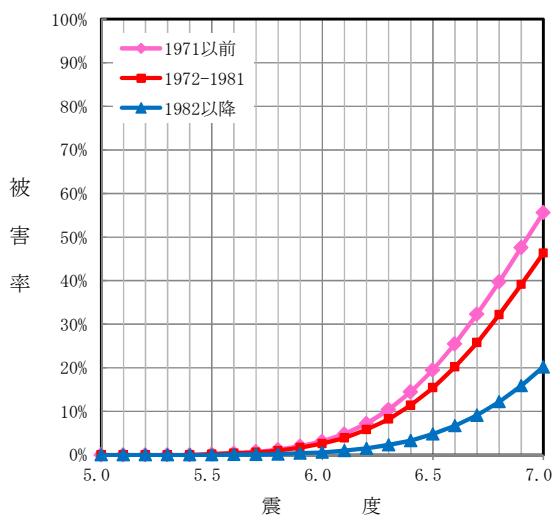


震度と木造全壊率との関係

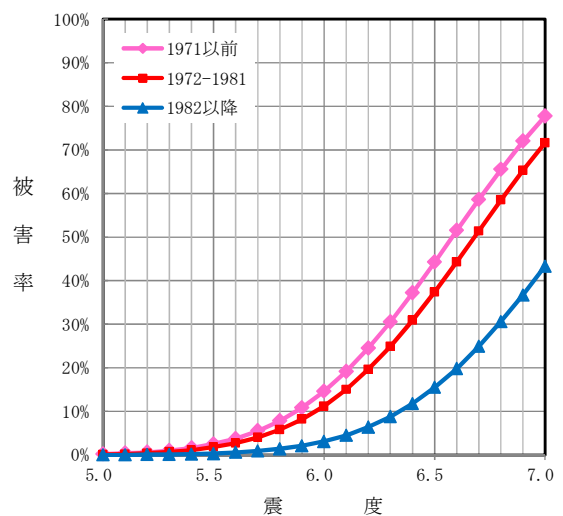


震度と木造全半壊率との関係

【非木造】



震度と非木造全壊率との関係



震度と非木造全半壊率との関係

## ②想定地震による被害想定

想定地震において震度が最大となる標津断層帯（45\_5）の冬の場合、町全体では人的被害総数は55人で死者1人、重傷者5人、軽傷者49人、また民間住宅の建物被害総数は268棟で全半壊率は4.9%です。

表 2-5 被害が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	想定時期	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
								重傷者数	軽傷者数	
標津断層帯	45_5	6.1	6強	冬	268	4.9%	1	54	5	49
				冬以外	81	1.5%	0	31	3	28
根室沖	-	6.1	6強	冬	160	2.9%	1	34	3	30
				冬以外	43	0.8%	0	19	2	17

### a. 標津断層帯（45\_5）における被害想定

標津断層帯（45\_5）における民間住宅の全半壊棟数は、冬の場合の別海が最も多く31棟となっており、次いで上春別が18棟、中春別が17棟となっています。（冬以外の場合は、いずれの地域も冬の場合の被害想定を下回る結果となっています。）

全半壊率をみると、別海常盤町、中春別、美原、本別、床丹で7%以上となっています。

図 2-4 標津断層帯 (45\_5) における全半壊棟数 (冬\_民間住宅のみ)

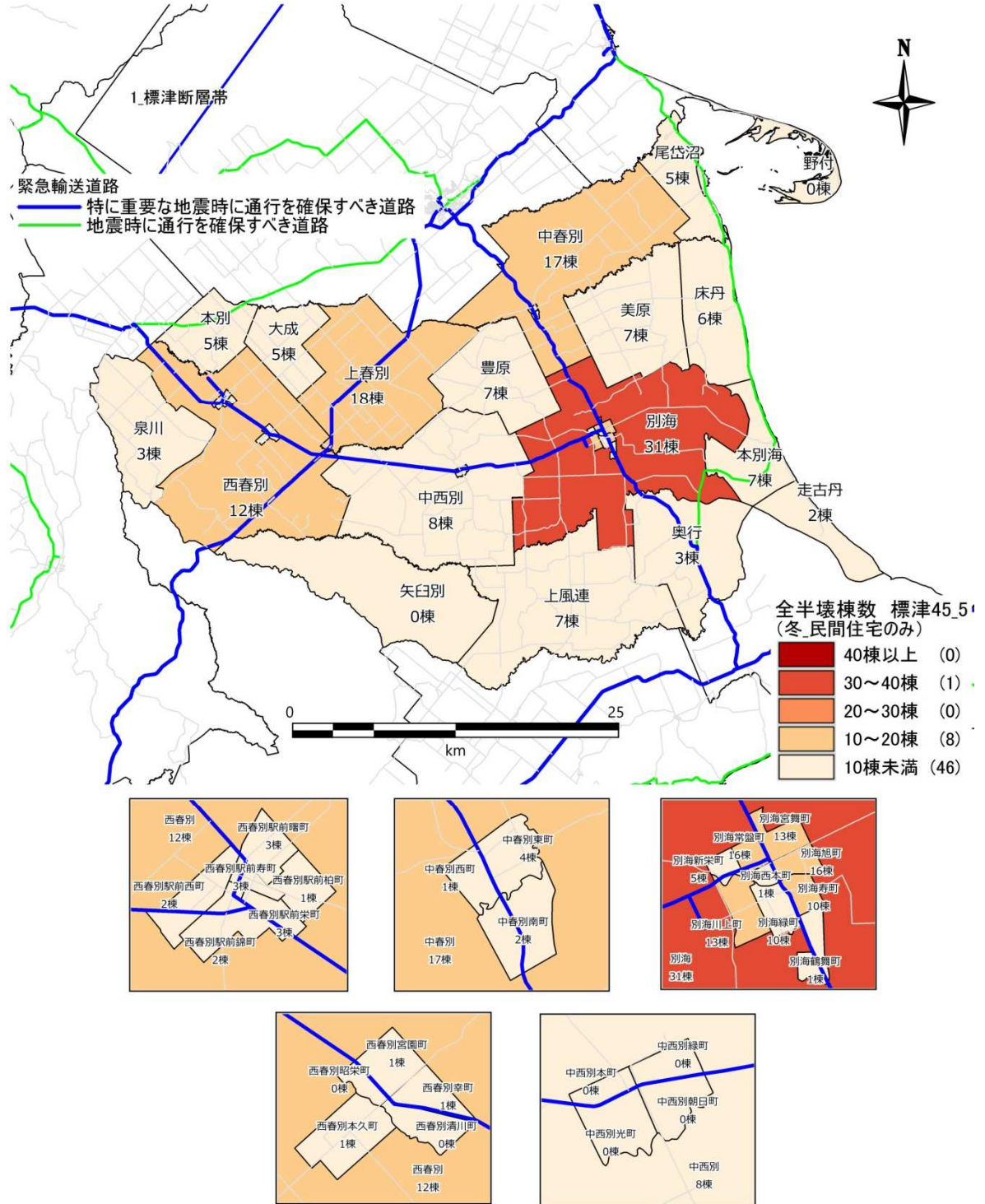


図 2-5 標津断層帯 (45\_5) における全半壊率 (冬\_民間住宅のみ)

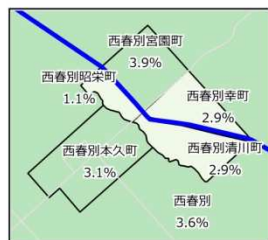
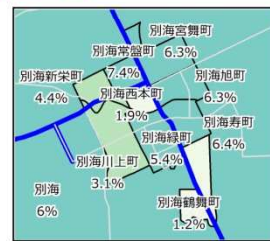
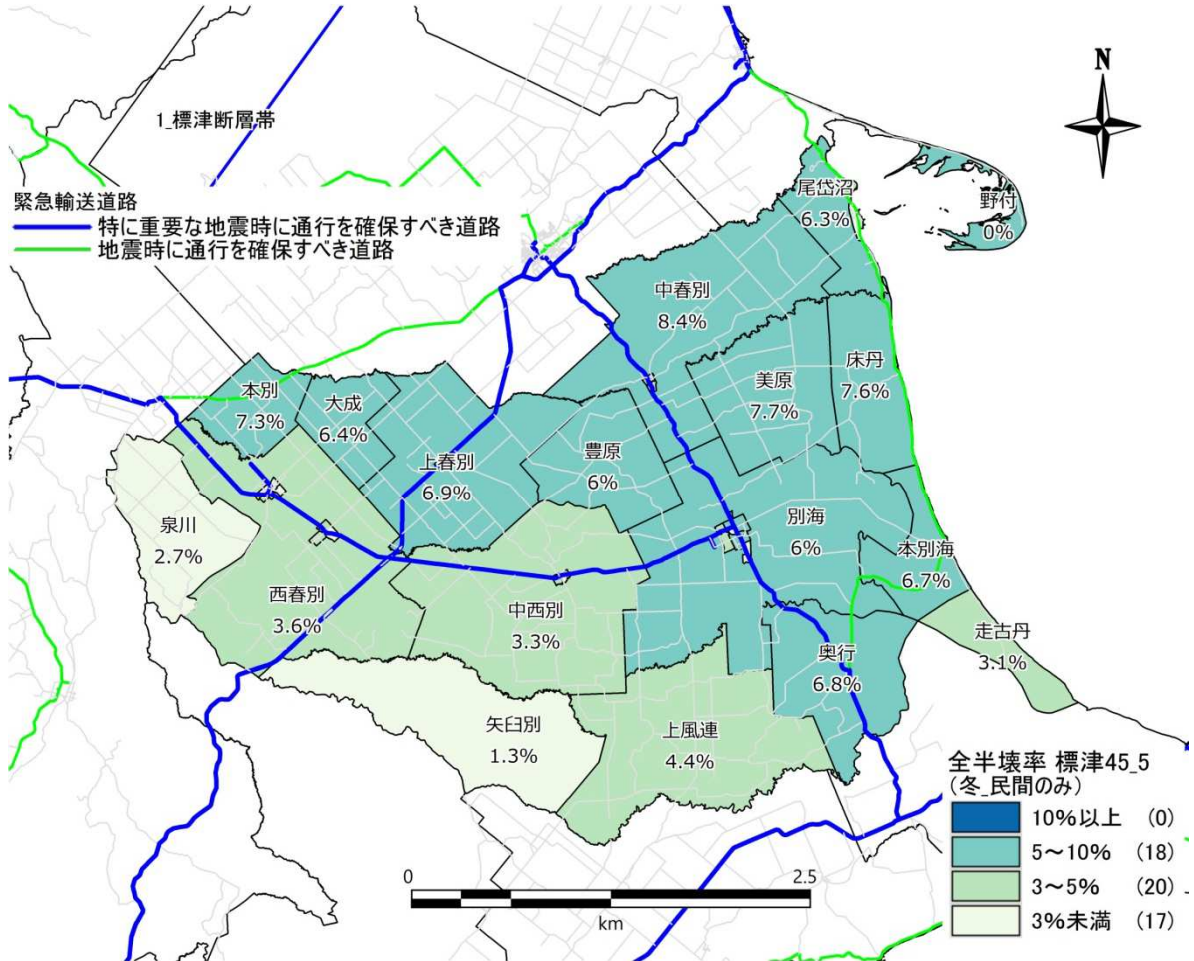


表 2-6 標津断層帯 (45\_5) における被害想定 (冬\_民間住宅のみ)

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
								重傷者数	軽傷者数
1	別海新栄町	0.3	124	5	4.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
2	別海常盤町	0.3	216	16	7.4%	1未満	2	1未満	1未満
3	別海宮舞町	0.6	210	13	6.3%	1未満	2	1未満	1未満
4	別海西本町	0.2	44	1	1.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
5	別海旭町	0.4	257	16	6.3%	1未満	3	1未満	1未満
6	別海寿町	0.4	157	10	6.4%	1未満	2	1未満	1未満
7	別海緑町	0.6	184	10	5.4%	1未満	2	1未満	1未満
8	別海鶴舞町	0.6	76	1	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
9	別海川上町	0.7	414	13	3.1%	1未満	2	1未満	1未満
10	別海	168.1	523	31	6.0%	1未満	8	1未満	1未満
11	中西別本町	0.1	14	1未満	2.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
12	中西別光町	0.2	8	1未満	4.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
13	中西別朝日町	0.2	3	1未満	1.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
14	中西別緑町	0.1	8	1未満	3.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
15	中西別	134.5	231	8	3.3%	1未満	1	1未満	1未満
16	奥行	67.0	47	3	6.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
17	走古丹	22.5	65	2	3.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
18	本別海	30.8	102	7	6.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
19	中春別	124.1	201	17	8.4%	1未満	3	1未満	1未満
20	中春別東町	0.2	97	4	4.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
21	中春別西町	0.1	29	1	4.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
22	中春別南町	0.3	44	2	3.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
23	豊原	51.6	116	7	6.0%	1未満	1	1未満	1未満
24	美原	66.3	96	7	7.7%	1未満	1	1未満	1未満
25	大成	28.3	80	5	6.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
26	本別	28.4	68	5	7.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
27	西春別	148.6	345	12	3.6%	1未満	3	1未満	1未満
28	西春別昭栄町	0.1	12	1未満	1.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
29	西春別本久町	0.5	19	1	3.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
30	西春別宮園町	0.3	24	1	3.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
31	西春別清川町	0.3	11	1未満	2.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
32	西春別幸町	0.3	26	1	2.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
33	西春別駅前寿町	0.1	77	3	3.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
34	西春別駅前錦町	0.4	65	2	3.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
35	西春別駅前栄町	0.1	88	3	3.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
36	西春別駅前西町	0.4	89	2	2.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
37	西春別駅前柏町	0.3	29	1	2.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
38	西春別駅前曙町	0.3	111	3	2.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
39	泉川	58.6	112	3	2.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
40	矢白別	97.5	2	1未満	1.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
41	上春別	99.5	254	18	6.9%	1未満	3	1未満	1未満
42	上春別緑町	0.2	13	1未満	3.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
43	上春別旭町	0.2	10	1未満	3.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
44	上春別南町	0.1	27	1	4.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
45	上春別栄町	0.1	16	1	6.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
46	床丹	46.4	85	6	7.6%	1未満	1	1未満	1未満
47	尾岱沼	27.5	72	5	6.3%	1未満	1	1未満	1未満
48	尾岱沼潮見町	0.8	218	6	3.0%	1未満	2	1未満	1未満
49	尾岱沼港町	0.3	115	4	3.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
50	尾岱沼岬町	0.5	36	1	4.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
51	野付	12.8	18	1	5.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
52	上風連	119.0	152	7	4.4%	1未満	1	1未満	1未満
	町全体	1342.0	5,440	268	4.9%	1	54	5	49

※建物被害は民間住宅のみで算定。人的被害についてはすべての建物による被害を想定。

図 2-6 標津断層帯 (45\_5) における全半壊棟数 (冬以外\_民間住宅のみ)

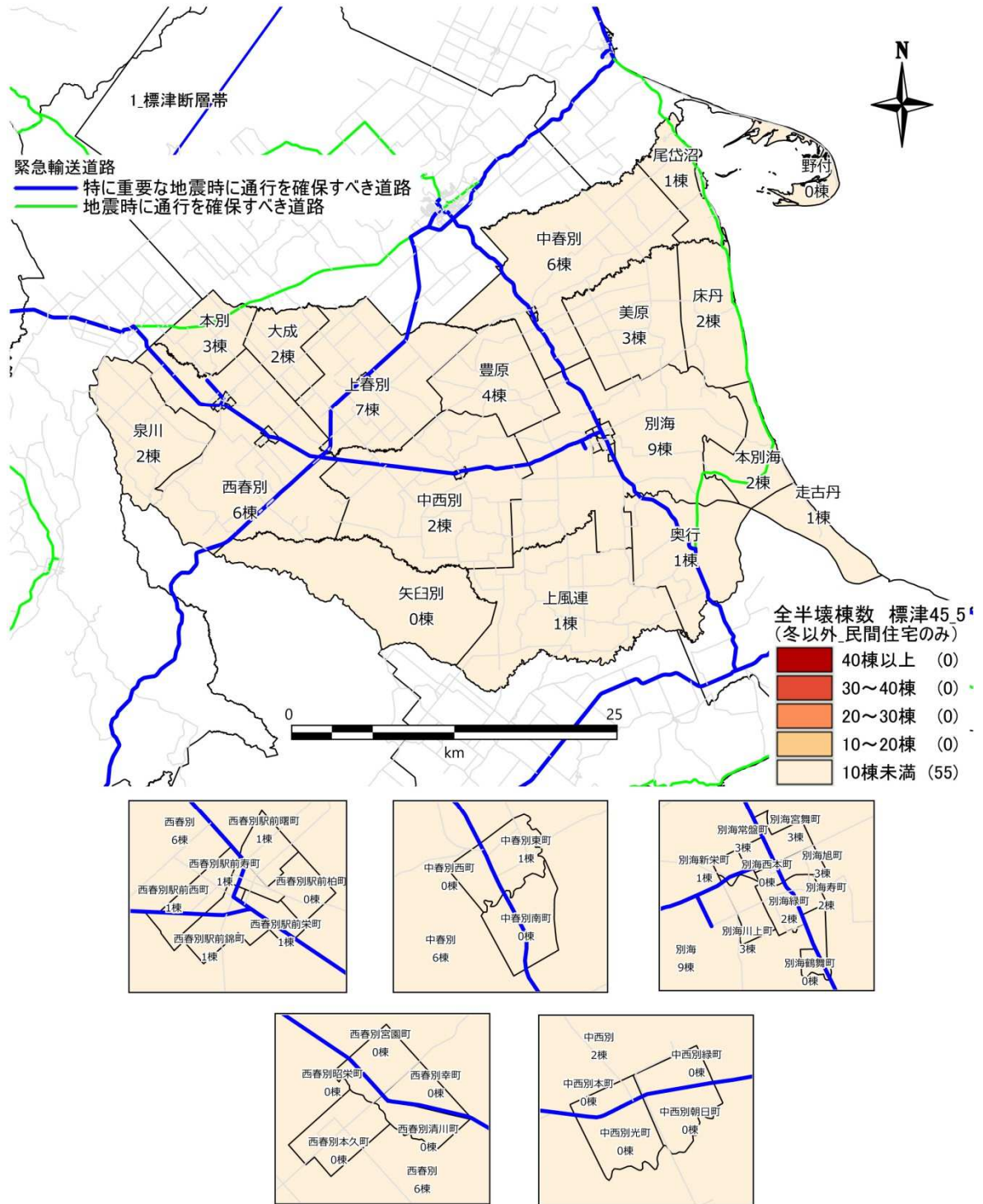


図 2-7 標津断層帯 (45\_5) における全半壊率 (冬以外\_民間住宅のみ)

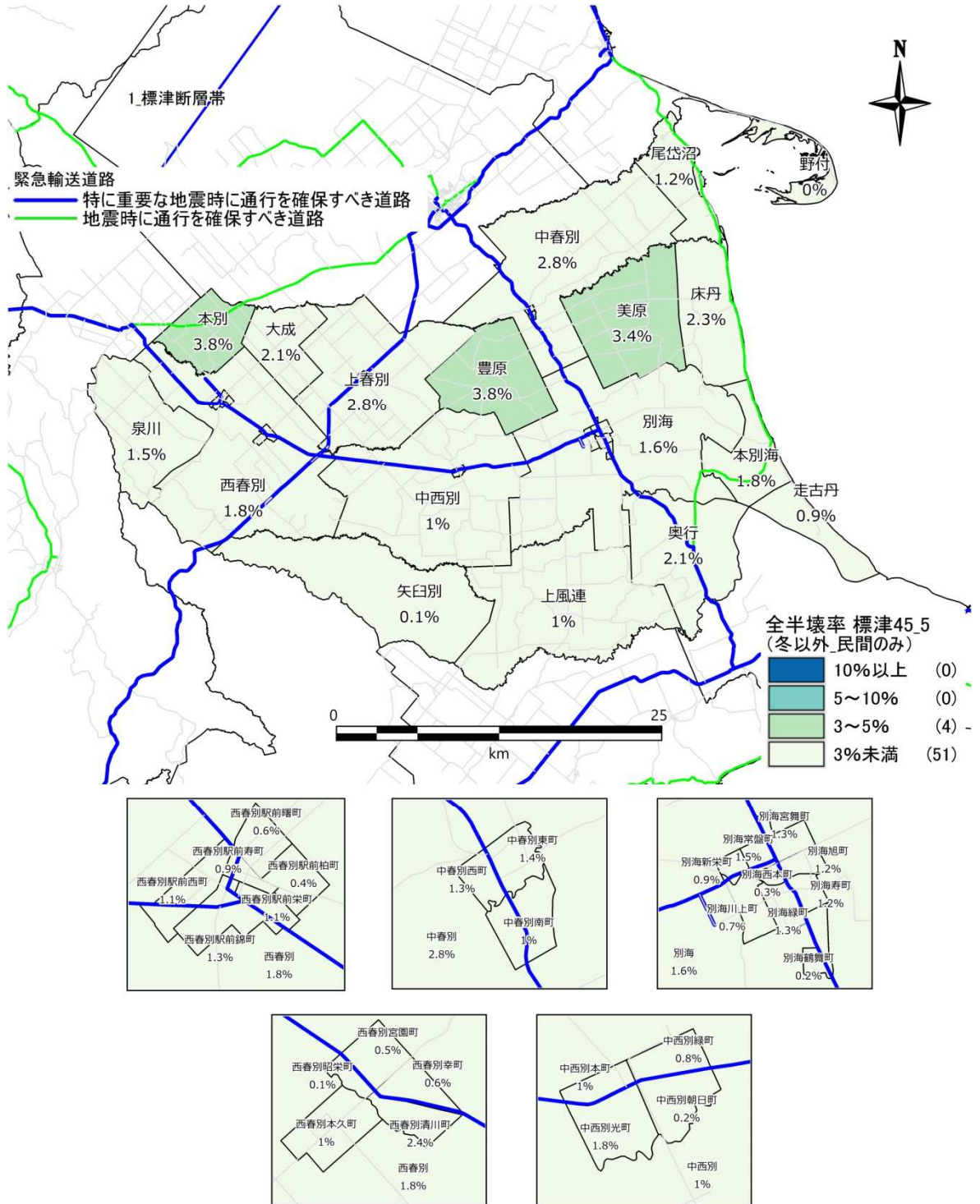




表 2-7 標津断層帯 (45\_5) における被害想定 (冬以外\_民間住宅のみ)

	字名	面積 (km2)	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
								重傷者数	軽傷者数
1	別海新栄町	0.3	124	1	0.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
2	別海常盤町	0.3	216	3	1.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
3	別海宮舞町	0.6	210	3	1.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
4	別海西本町	0.2	44	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
5	別海旭町	0.4	257	3	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
6	別海寿町	0.4	157	2	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
7	別海緑町	0.6	184	2	1.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
8	別海鶴舞町	0.6	76	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
9	別海川上町	0.7	414	3	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
10	別海	168.1	523	9	1.6%	1未満	6	1未満	1未満
11	中西別本町	0.1	14	1未満	1.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
12	中西別光町	0.2	8	1未満	1.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
13	中西別朝日町	0.2	3	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
14	中西別緑町	0.1	8	1未満	0.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
15	中西別	134.5	231	2	1.0%	1未満	1	1未満	1未満
16	奥行	67.0	47	1	2.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
17	走古丹	22.5	65	1	0.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
18	本別海	30.8	102	2	1.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
19	中春別	124.1	201	6	2.8%	1未満	2	1未満	1未満
20	中春別東町	0.2	97	1	1.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
21	中春別西町	0.1	29	1未満	1.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
22	中春別南町	0.3	44	1未満	1.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
23	豊原	51.6	116	4	3.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
24	美原	66.3	96	3	3.4%	1未満	1	1未満	1未満
25	大成	28.3	80	2	2.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
26	本別	28.4	68	3	3.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
27	西春別	148.6	345	6	1.8%	1未満	2	1未満	1未満
28	西春別昭栄町	0.1	12	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
29	西春別本久町	0.5	19	1未満	1.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
30	西春別宮園町	0.3	24	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
31	西春別清川町	0.3	11	1未満	2.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
32	西春別幸町	0.3	26	1未満	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
33	西春別駅前寿町	0.1	77	1	0.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
34	西春別駅前錦町	0.4	65	1	1.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
35	西春別駅前栄町	0.1	88	1	1.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
36	西春別駅前西町	0.4	89	1	1.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
37	西春別駅前柏町	0.3	29	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
38	西春別駅前曙町	0.3	111	1	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
39	泉川	58.6	112	2	1.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
40	矢白別	97.5	2	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
41	上春別	99.5	254	7	2.8%	1未満	2	1未満	1未満
42	上春別緑町	0.2	13	1未満	1.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
43	上春別旭町	0.2	10	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
44	上春別南町	0.1	27	1未満	1.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
45	上春別栄町	0.1	16	1	3.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
46	床丹	46.4	85	2	2.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
47	尾岱沼	27.5	72	1	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
48	尾岱沼潮見町	0.8	218	1	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
49	尾岱沼港町	0.3	115	1	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
50	尾岱沼岬町	0.5	36	1未満	0.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
51	野付	12.8	18	1未満	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
52	上風連	119.0	152	1	1.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
	町全体	1342.0	5,440	81	1.5%	0	31	3	28

※建物被害は民間住宅のみで算定。人的被害についてはすべての建物による被害を想定。

## b. 根室沖における被害想定

根室沖における民間住宅の全半壊棟数は、冬の場合の別海が最も多く 35 棟となっており、次いで上風連が 15 棟、本別海が 10 棟となっています。(冬以外の場合では、いずれの地域も冬の場合の被害想定を下回る結果となっています。)

全半壊率をみると、奥行、走古丹、本別海、野付、上風連で9.0%以上となっています。

図 2-8 根室沖における全半壊棟数 (冬\_民間住宅のみ)

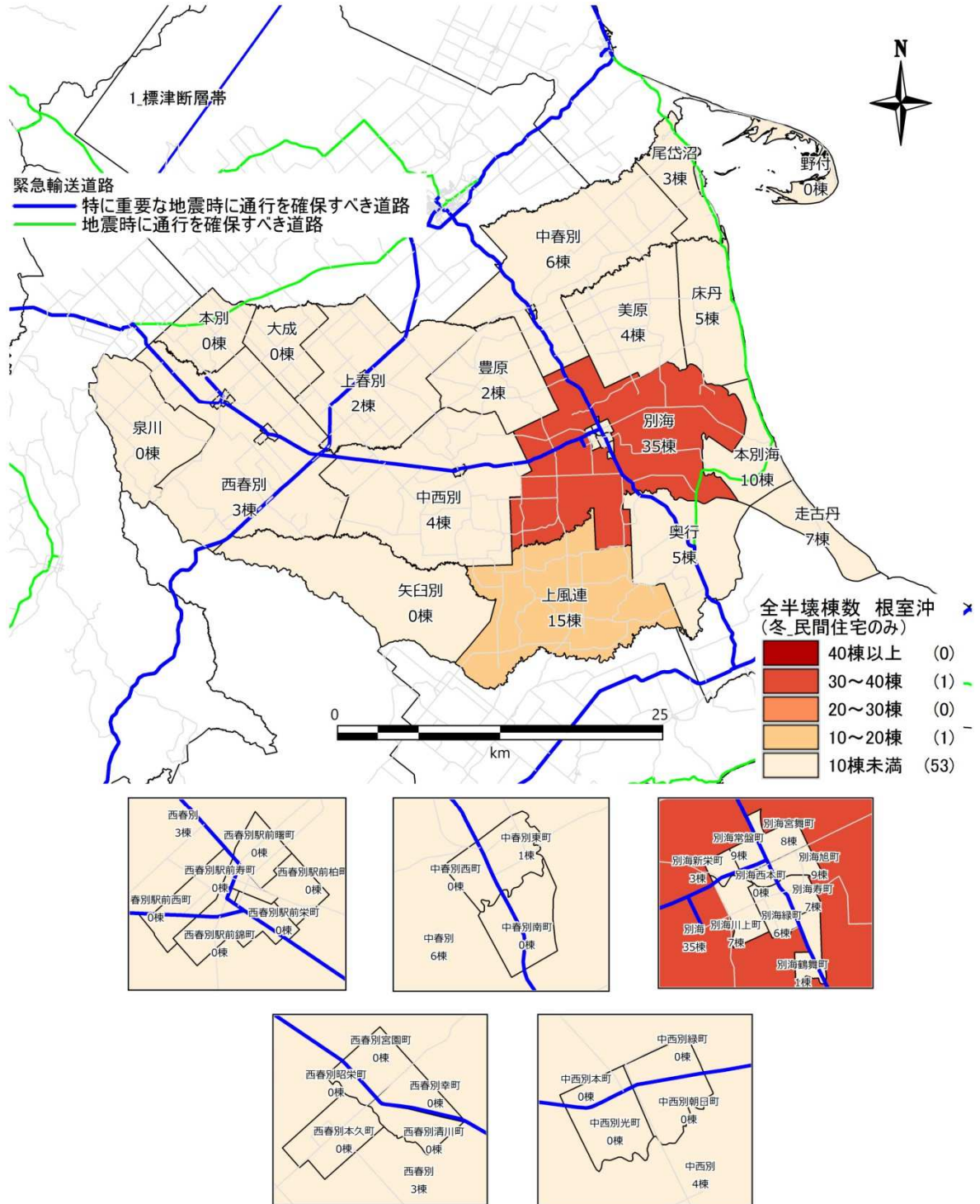


図 2-9 根室沖における全半壊率（冬\_民間住宅のみ）

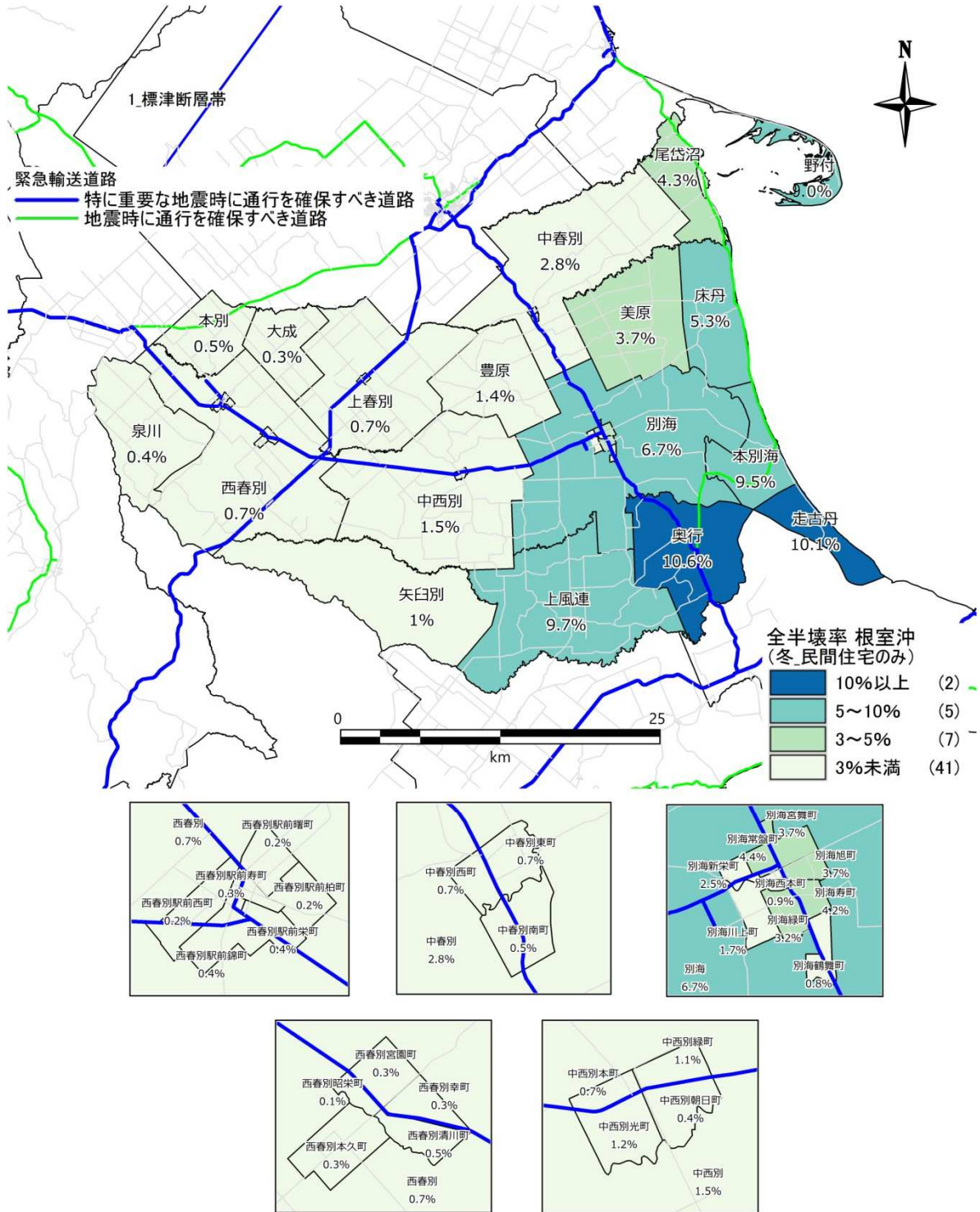


表 2-8 根室沖における被害想定（冬\_民間住宅のみ）

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数	負傷者数	
								重傷者数	軽傷者数
1	別海新栄町	0.3	124	3	2.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
2	別海常盤町	0.3	216	9	4.4%	1未満	1	1未満	1
3	別海宮舞町	0.6	210	8	3.7%	1未満	1	1未満	1
4	別海西本町	0.2	44	1未満	0.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
5	別海旭町	0.4	257	9	3.7%	1未満	2	1未満	2
6	別海寿町	0.4	157	7	4.2%	1未満	1	1未満	1
7	別海緑町	0.6	184	6	3.2%	1未満	1	1未満	1
8	別海鶴舞町	0.6	76	1	0.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
9	別海川上町	0.7	414	7	1.7%	1未満	2	1未満	1
10	別海	168.1	523	35	6.7%	1未満	10	1未満	9
11	中西別本町	0.1	14	1未満	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
12	中西別光町	0.2	8	1未満	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
13	中西別朝日町	0.2	3	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
14	中西別緑町	0.1	8	1未満	1.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
15	中西別	134.5	231	4	1.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
16	奥行	67.0	47	5	10.6%	1未満	1	1未満	1未満
17	走古丹	22.5	65	7	10.1%	1未満	1	1未満	1
18	本別海	30.8	102	10	9.5%	1未満	2	1未満	1
19	中春別	124.1	201	6	2.8%	1未満	1	1未満	1未満
20	中春別東町	0.2	97	1	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
21	中春別西町	0.1	29	1未満	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
22	中春別南町	0.3	44	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
23	豊原	51.6	116	2	1.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
24	美原	66.3	96	4	3.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
25	大成	28.3	80	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
26	本別	28.4	68	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
27	西春別	148.6	345	3	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
28	西春別昭栄町	0.1	12	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
29	西春別本久町	0.5	19	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
30	西春別宮園町	0.3	24	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
31	西春別清川町	0.3	11	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
32	西春別幸町	0.3	26	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
33	西春別駅前寿町	0.1	77	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
34	西春別駅前錦町	0.4	65	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
35	西春別駅前栄町	0.1	88	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
36	西春別駅前西町	0.4	89	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
37	西春別駅前柏町	0.3	29	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
38	西春別駅前曙町	0.3	111	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
39	泉川	58.6	112	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
40	矢白別	97.5	2	1未満	1.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
41	上春別	99.5	254	2	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
42	上春別緑町	0.2	13	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
43	上春別旭町	0.2	10	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
44	上春別南町	0.1	27	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
45	上春別栄町	0.1	16	1未満	0.8%	1未満	1未満	1未満	1未満
46	床丹	46.4	85	5	5.3%	1未満	1	1未満	1
47	尾岱沼	27.5	72	3	4.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
48	尾岱沼潮見町	0.8	218	3	1.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
49	尾岱沼港町	0.3	115	2	1.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
50	尾岱沼岬町	0.5	36	1	2.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
51	野付	12.8	18	2	9.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
52	上風連	119.0	152	15	9.7%	1未満	3	1未満	2
	町全体	1342.0	5,440	160	2.9%	1	34	3	30

※建物被害は民間住宅のみで算定。人的被害についてはすべての建物による被害を想定。

図 2-10 根室沖における全半壊棟数（冬以外\_民間住宅のみ）

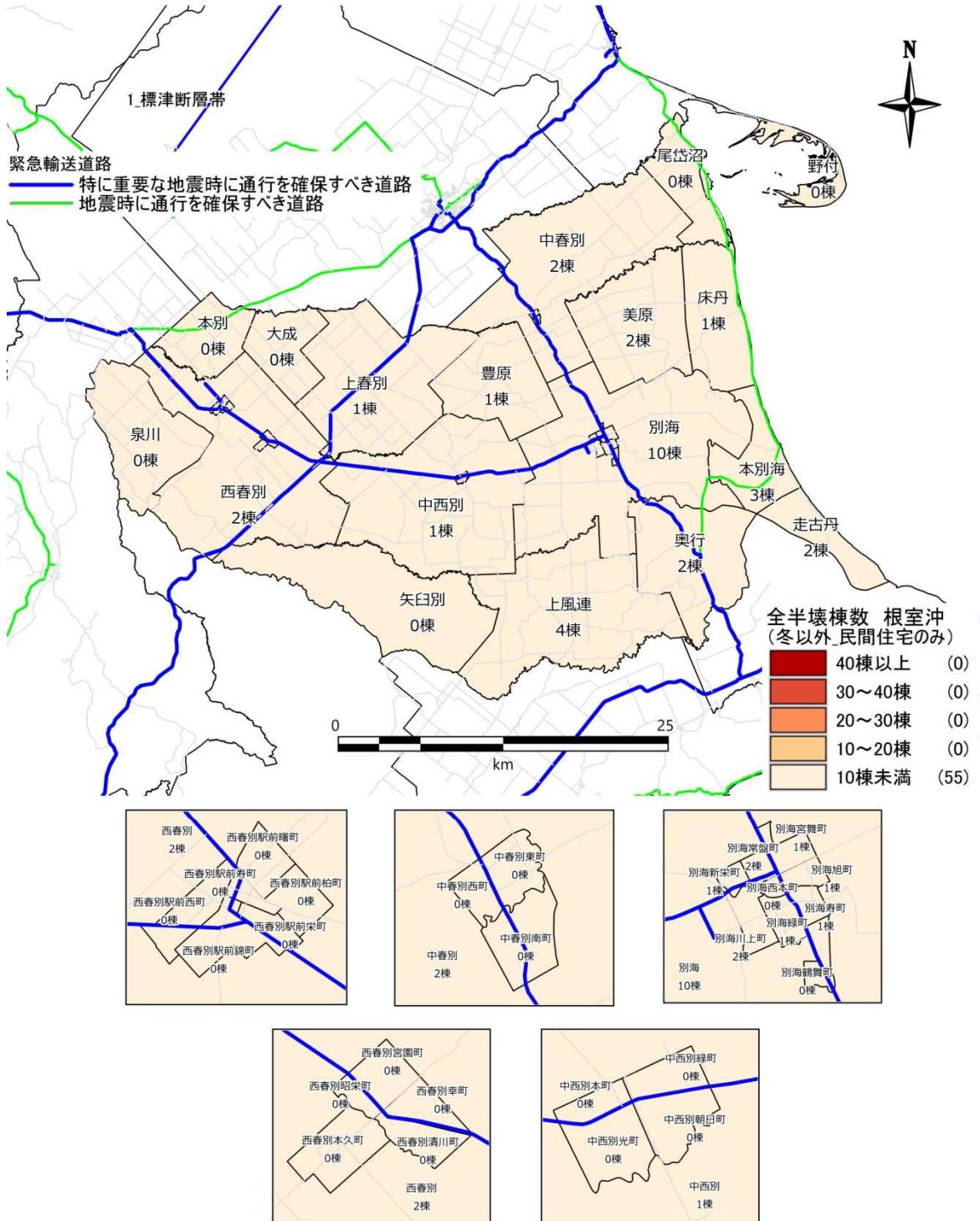


図 2-11 根室沖における全半壊率（冬以外\_民間住宅のみ）

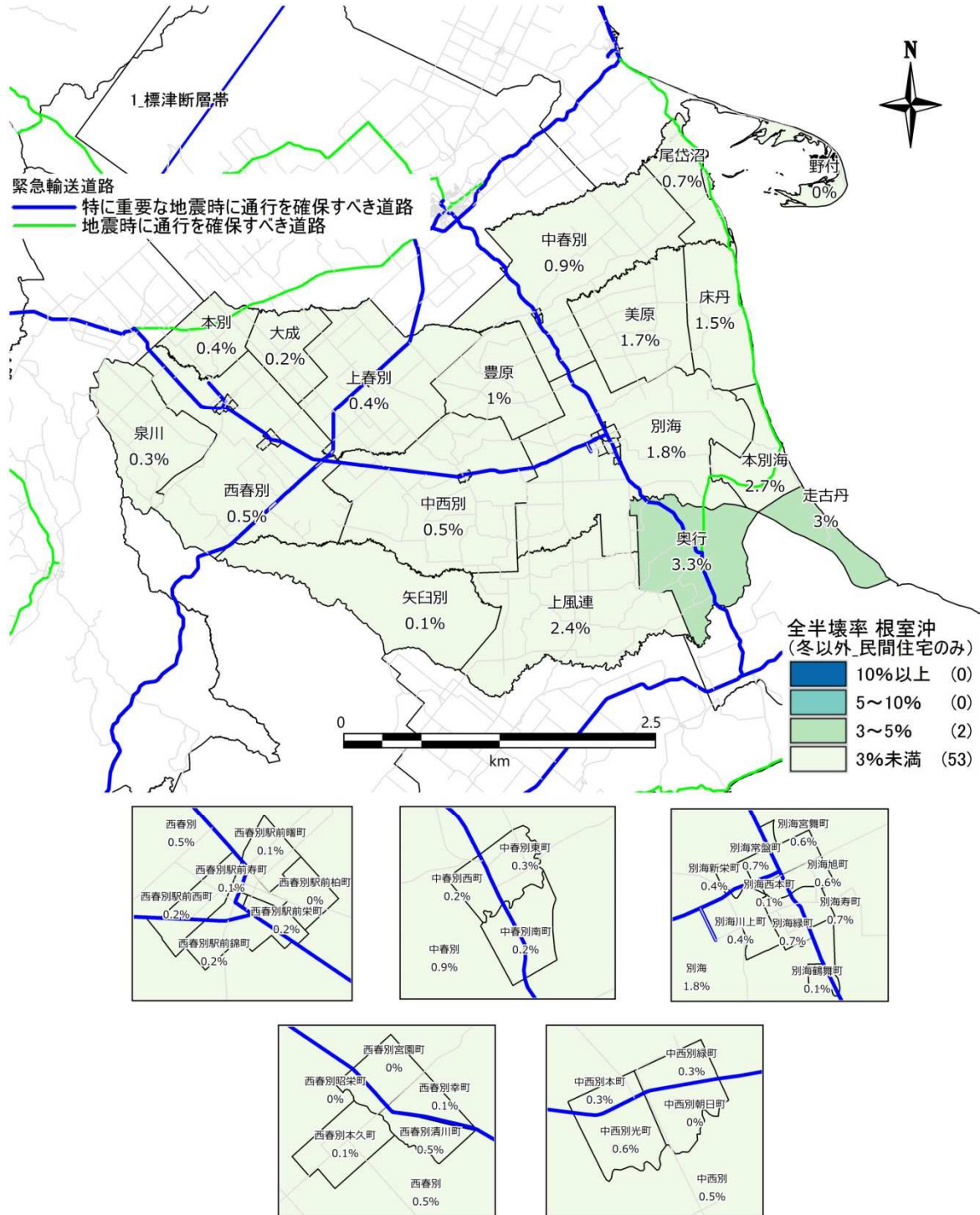


表 2-9 根室沖における被害想定（冬以外\_民間住宅のみ）

	字名	面積 (km <sup>2</sup> )	建築物数 (棟)	全半壊棟数 (棟)	全半壊率 (%)	死者数	負傷者数		
							重傷者数	軽傷者数	
1	別海新栄町	0.3	124	1	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
2	別海常盤町	0.3	216	2	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
3	別海宮舞町	0.6	210	1	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
4	別海西本町	0.2	44	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
5	別海旭町	0.4	257	1	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
6	別海寿町	0.4	157	1	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
7	別海緑町	0.6	184	1	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
8	別海鶴舞町	0.6	76	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
9	別海川上町	0.7	414	2	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
10	別海	168.1	523	9.7	1.8%	1未満	6	1未満	1未満
11	中西別本町	0.1	14	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
12	中西別光町	0.2	8	1未満	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
13	中西別朝日町	0.2	3	1未満	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
14	中西別緑町	0.1	8	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
15	中西別	134.5	231	1	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
16	奥行	67.0	47	2	3.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
17	走古丹	22.5	65	2	3.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
18	本別海	30.8	102	3	2.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
19	中春別	124.1	201	2	0.9%	1未満	1未満	1未満	1未満
20	中春別東町	0.2	97	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
21	中春別西町	0.1	29	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
22	中春別南町	0.3	44	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
23	豊原	51.6	116	1	1.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
24	美原	66.3	96	2	1.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
25	大成	28.3	80	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
26	本別	28.4	68	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
27	西春別	148.6	345	2	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
28	西春別昭栄町	0.1	12	1未満	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
29	西春別本久町	0.5	19	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
30	西春別宮園町	0.3	24	1未満	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
31	西春別清川町	0.3	11	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
32	西春別幸町	0.3	26	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
33	西春別駅前寿町	0.1	77	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
34	西春別駅前錦町	0.4	65	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
35	西春別駅前栄町	0.1	88	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
36	西春別駅前西町	0.4	89	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
37	西春別駅前柏町	0.3	29	1未満	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
38	西春別駅前曙町	0.3	111	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
39	泉川	58.6	112	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
40	矢白別	97.5	2	1未満	0.1%	1未満	1未満	1未満	1未満
41	上春別	99.5	254	1	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
42	上春別緑町	0.2	13	1未満	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
43	上春別旭町	0.2	10	1未満	0.0%	1未満	1未満	1未満	1未満
44	上春別南町	0.1	27	1未満	0.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
45	上春別栄町	0.1	16	1未満	0.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
46	床丹	46.4	85	1	1.5%	1未満	1未満	1未満	1未満
47	尾岱沼	27.5	72	1未満	0.7%	1未満	1未満	1未満	1未満
48	尾岱沼潮見町	0.8	218	1	0.3%	1未満	1未満	1未満	1未満
49	尾岱沼港町	0.3	115	1	0.6%	1未満	1未満	1未満	1未満
50	尾岱沼岬町	0.5	36	1未満	0.4%	1未満	1未満	1未満	1未満
51	野付	12.8	18	1未満	1.2%	1未満	1未満	1未満	1未満
52	上風連	119.0	152	4	2.4%	1未満	2	1未満	1未満
	町全体	1342.0	5,440	43	0.8%	0	19	2	17

※建物被害は民間住宅のみで算定。人的被害についてはすべての建物による被害を想定。

## 2 耐震化対策の現状の把握

### (1) 住宅の耐震化の現状

民間住宅（戸建て住宅及び共同住宅）の耐震化率は、前回の計画策定時点（平成 30 年 3 月）では 61.5%であり、その内訳は住宅総数 5,613 棟の内、耐震性を有するものとされる昭和 57 年以降に建設された住宅が 3,135 棟（55.85%）、昭和 56 年以前に建設された住宅の内、耐震性を有しているものと想定される住宅が 315 棟（5.61%）、耐震性が不十分と想定される住宅が 2,163 棟（38.54%）となっていました。

今回計画の見直しに当たっては、令和 3 年 4 月に北海道が策定した北海道耐震改修促進計画の推計割合（昭和 56 年以前に建設された住宅の内、耐震性を有するものとして想定される割合）と整合を図り、耐震化率の算定を行うものとします。

この推計割合で算定した場合、令和 4 年 10 月現在における耐震化率は、80.5%に大きく上昇することとなり、その内訳は住宅総数 5,632 棟の内、耐震性を有するものとされる昭和 57 年以降に建設された住宅が 3,532 棟（62.71%）、昭和 56 年以前に建設された住宅の内、耐震性を有しているものと想定される住宅が 1,003 棟（17.81%）、耐震性が不十分と想定される住宅が 1,097 棟（19.48%）となります。

表 2-10 町内民間住宅の耐震化率の現状推計（令和 4 年 10 月現在） 単位：棟

建て方	総数 a(=b+e)	昭和 56 年 以前建設 b	昭和 56 年以前建設		昭和 57 年 以降建設 e	耐震性有 住宅棟数 f(=d+e)	耐震化率 g(=f/a)
			耐震性が 不十分 c(=b-d)	耐震性有 棟数※ d			
戸建	5,396	2,081	1,090	991	3,315	4,306	79.8%
共同	236	19	7	12	217	229	97.0%
合計	5,632	2,100	1,097	1,003	3,532	4,535	80.5%

※1.令和 4 年固定資産台帳より算出

※2.昭和 56 年以前建設住宅は戸建住宅で 47.6%、共同住宅では 63.8%を耐震性有とした。

（令和 3 年 4 月策定の北海道耐震改修促進計画では、昭和 56 年以前建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震性を推計しており、戸建ては 47.6%、マンション等は 63.8%として算出している。）



表 2-11 参考資料：前回計画（平成 30 年 3 月）策定時の耐震化率の推計 （単位：棟）

建て方	総数 a(=b+e)	昭和 56 年 以前建設 b	耐震性が 不十分	耐震性有 棟数※	昭和 57 年 以降建設 e	耐震性有 住宅棟数 f(=d+e)	耐震化率 g(=f/a)
			c(=b-d)	d			
戸建	5,411	2,455	2,160	295	2,956	3,251	60.1%
共同	202	23	3	20	179	199	98.5%
合計	5,613	2,478	2,163	315	3,135	3,450	61.5%

※1.平成 29 年固定資産台帳より算出

※2.昭和 56 年以前建設住宅は戸建住宅で 12%、共同住宅では 89%を耐震性有とした（平成 28 年 5 月策定の北海道耐震改修促進計画においては、昭和 56 年以前建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震性を推計しており、戸建ては 12%、マンション等は 89%として算出している。）

## (2) 特定建築物

特定建築物は、耐震改修促進法第 14 条の第 1 号から 3 号までに以下のように分類された既存耐震不適格建築物（昭和 56 年以前の旧耐震基準で建てられた建築物）です。

耐震改修促進法第 15 条第 2 項では、上記のうち地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定める規模以上のものについて、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、該当建築物の所有者に対して必要な指示をすることができるとされています。

表 2-12 特定建築物の概要（耐震改修促進法第 14 条第 1 号～3 号）

該当	区分	内容
1号	多数の者が利用する建築物 (以下、多数利用建築物)	学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 (以下、危険物貯蔵等建築物)	火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
3号	地震時に通行を確保すべき沿道建築物 (以下、避難路沿道建築物)	その敷地が第 5 条第 3 項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

表 2-13 耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数利用建築物となる要件

用途		多数利用建築物 (法第 14 条)	安全性の向上が 特に必要な建 築物 (法第 15 条)	耐震診断義務付 け対象建築物
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上(屋 内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上(屋 内運動場の面積 を含む。)	階数 2 以上かつ 3,500 m <sup>2</sup> 以上(屋 内運動場の面積 を含む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上		
体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 1 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これ らに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会所、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営 む店舗			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿 事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福 祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者 福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに 類するサービス業を営む店舗				
工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着 場を構成する建築物で、旅客の乗降又は待合 いの用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留 又は駐車のための施設			階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 5,000 m <sup>2</sup> 以上
保健所、税務署その他これらに類する公益上 必要な建築物				

表 2-14 耐震改修促進法第 14 条第 2 号に規定する危険物貯蔵等建築物の要件

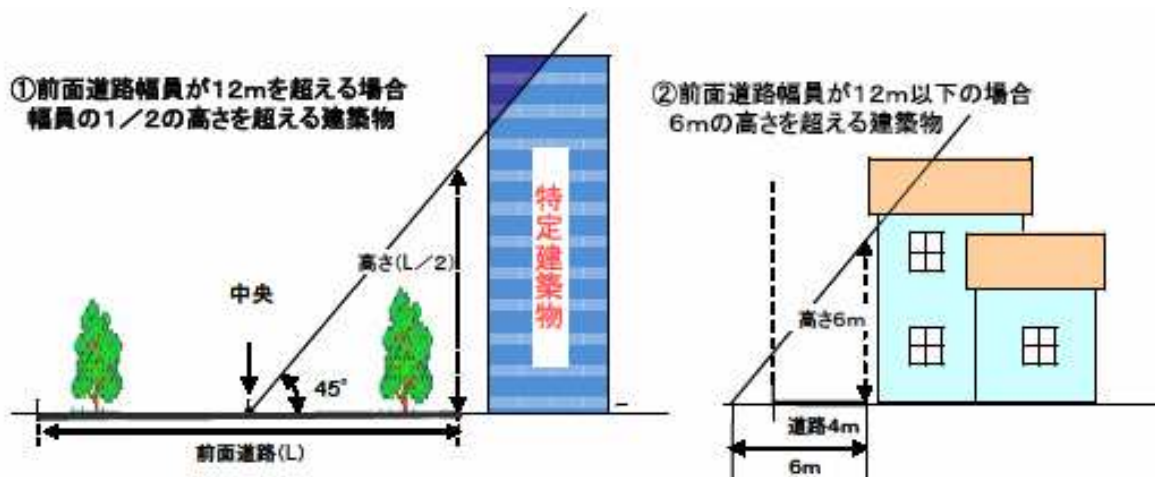
危険物の種類	危険物の数量	安全性の向上が特に必要な建築物 (法第 15 条)
① 火薬類 (法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他火薬を使用した火工品 その他爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50万個 500万個 5 万個 500km 2 t 10 t 5 t	階数 1 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
③ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性個体類	可燃性個体類 30 t	
④ 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性液体類 20 m <sup>3</sup>	
⑤ マッチ	300 マッチトン*	
⑥ 可燃性のガス (⑦及び⑧を除く)	2 万 m <sup>3</sup>	
⑦ 圧縮ガス	20 万 m <sup>3</sup>	
⑧ 液化ガス	2,000 t	
⑨ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 t	
⑩ 毒物及び劇薬取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 t	

\*マッチトン：マッチの計量単位で、1 マッチトンは、並型マッチ (56×36×17 mm) で 7,200 個

避難路沿道建築物は、その高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ定める距離を加えたものを超える建築物としています。

- ・ 幅員 12 m 以下の場合 6 m + 前面道路までの水平距離
- ・ 幅員 12 m を超える場合 前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離 + 前面道路までの水平距離

図 2-12 特定建築物となる建築物高さの考え方 (避難路沿道建築物)



### (3) 多数利用建築物

本町における耐震改修促進法第14条第1号に掲げる多数の者が利用する建築物（以下「多数利用建築物」という）の耐震化率は、前回の計画策定時点（平成30年3月）で既に100%に到達しています。

表 2-15 多数利用建築物の耐震化状況（令和4年4月現在）

（単位：棟）

所有	用途	多数利用 建築物総 数 A	S56以前 の建築物 B	内耐震性 有 C	S57以降 の建築物 D	耐震性有 建築物 E=C+D	耐震化率 F=E/A
公共 施設	学校	16	5	5	11	16	100.0%
	体育館	1	1	1	0	1	100.0%
	病院、診療所	1	0	0	1	1	100.0%
	老人福祉センター等	2	0	0	2	2	100.0%
	公益上必要な建築物	1	0	0	1	1	100.0%
	集会所、公会堂	1	0	0	1	1	100.0%
	公共施設 計	22	6	6	16	22	100.0%
民間		7	0	0	7	7	100.0%
	合計	29	6	6	23	29	100.0%

※学校については、体育館を含めた1施設を1棟としている。

## 第3章 住宅・建築物の耐震化に係る目標

### 1 令和7年度及び令和12年度を目処とした耐震化の目標設定

本計画では、上位計画となる国や北海道の計画を踏まえ、住宅の耐震化率については、令和7年度末までに95%とすることを目標とするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、計画期間内においてできる限りの取組を進めます。

令和7年度 耐震化率の目標（住宅） 95%	令和12年度 耐震化率の目標（住宅） 耐震性の不十分な住宅をおおむね解消
--------------------------	---

## 2 耐震化に向けた取組方針

### (1) 住宅における必要耐震改修・除却棟数の考え方

令和4年度から令和7年度にかけての住宅総数は、これまでの新築・除却傾向を踏まえて設定します。

除却する住宅は昭和56年以前に建設された住宅の内、耐震性が不十分な住宅のみが除却等により減少し、令和5年度から7年度の3年間で60棟<sup>※1</sup>が減少するものとします。

昭和57年以降に建設された住宅は令和7年までに除却はないものと想定し、新たに3年間で183棟<sup>※2</sup>が増加するものとします。

以上から令和7年度の住宅数は5,755棟と設定します。

将来戸数5,755棟のうち、95%が耐震性を有するためには、5,468棟以上の住宅が耐震性を有する必要があります。

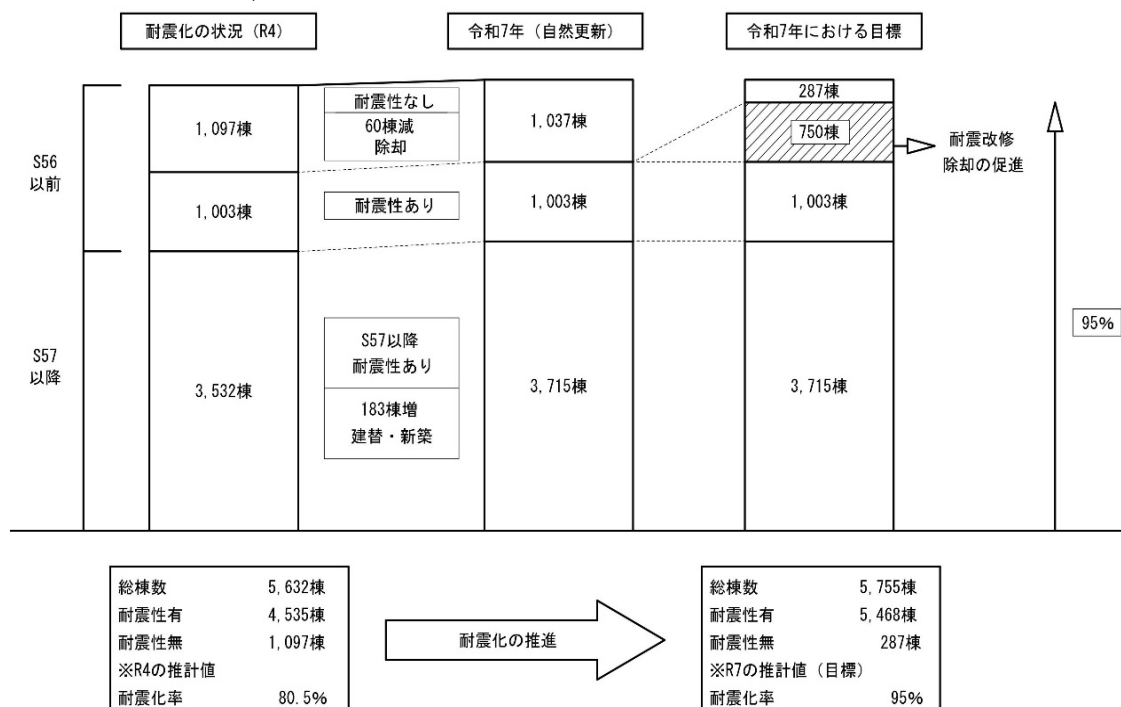
よって、今後さらなる耐震化の促進が必要となります。

表 3-1 耐震化率の想定

	令和4年度	3年間の増減	令和7年度 (自然更新)	耐震化等 必要棟数	令和7年度 (目標)
S56以前建設	2,100	▲60	2,040		2,040
耐震性有り	1,003		1,003		1,003
耐震性改修実施	0		0	750	750
耐震性不十分	1,097	▲60	1,037	▲750	287
S57以降建設	3,532	+183	3,715		3,715
合計	5,632	+123	5,755		5,755
耐震性満たす	4,535		4,718		5,468
耐震化率	80.5%		82.0%		95%

※1 減失：R5年～R7年の除却予定棟数=過去5年平均20棟/年×3年=▲60棟（除却届出より）

※2 建設：R5年～R7年の新築予定棟数=過去5年平均61棟/年×3年=183棟（工事届出より）



### 【参考：新設・除却住宅数の設定】

- ・本計画では、昭和 56 年以前に建設された住宅の内、耐震性が不十分な住宅のみが除却等により減少し、耐震性を満たす昭和 57 年以降に建設された住宅は、新築等により増加のみとするものとします。
- ・住宅の除却想定数については、平成 29 年から令和 3 年までの過去 5 年間平均の約 20 戸と想定し、その全てで耐震性がない住宅が除却されたものとします。
- ・新築住宅の戸数は、建築統計年報による平成 29 年から令和 3 年の年間平均建設戸数である 61 戸が毎年増加するものと想定します。
- ・以上から新築住宅数は年間平均約 61 戸、除却住宅数は年間平均約 20 戸と想定します。

表 3-2 既設住宅の除却件数の推移

年度	件数
H29	19
H30	11
H31	20
R 2	29
R 3	21
平均	20

資料：建築基準法第 15 条第 1 項の規定による除却届出より集計算出

表 3-3 新設住宅の建設状況の推移

年度	合計	持ち家		貸家	給与住宅
		注文	分譲		
H29	93	49	49	0	24
H30	63	44	44	0	19
H31	50	35	35	0	13
R 2	58	43	43	0	5
R 3	41	33	33	0	6
平均	61	40.8	40.8	0	13.4

資料：各年建築統計年報（令和 2 年度以降に関しては、市町村別の集計が廃止されたため、建築基準法第 15 条第 1 項の規定に基づく工事届出より集計算出）



## 第4章 住宅・建築物の耐震化促進に向けた基本的方向

### 1 耐震化に向けた各主体の役割

町における住宅・建築物の耐震改修を強力に推進していくためには、住宅・建築物の所有者や建築関連事業者の理解と協力が不可欠であることから、耐震化の促進に向け、町の役割のほか、所有者及び建築関係事業者の役割を定めます。

#### (1) 町の役割

町は、住民に最も身近な基礎自治体としての立場から、地域の実情に応じた耐震化の推進に向けた普及啓発、環境整備等の施策を主体的かつ計画的に展開します。

#### (2) 所有者の役割

住宅や建築物は、地域社会のなかの構成員である住民の生活基盤であり、また、企業等においては経済活動の基盤でもあります。

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自らの生命や財産の保全につながるとともに、隣接する建築物や道路へ及ぼす被害の抑制といった都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、自らの問題のみならず、地域の問題といった意識を持って、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとします。

#### (3) 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の耐震性を確保することが人命に関わることを再認識し、所有者をはじめとした地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築物の建築、改修、維持管理に努めるものとします。

## 2 耐震化促進に向けた施策の基本的方向

住宅・建築物の耐震化の目標達成に向けて、次の3つを施策の基本的方向とし、国の住宅・建築物耐震改修等事業等の活用と、北海道との連携を図りながら、効果的、効率的な施策を展開します。

### <住宅・建築物の耐震化促進にむけた施策体系>

施策の基本的方向	施策内容
<b>1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及</b>	①パンフレットやインターネットを活用した普及啓発
	②セミナー等の開催による普及啓発
	③地域における耐震化の取組の推進
	④地震防災マップ等の公表の促進
<b>2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備</b>	①住宅の耐震化の促進
	②住宅建替・除却等の促進
	③地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進
	④耐震診断・改修に係る相談体制の充実
	⑤その他の地震時の安全対策の推進
<b>3 耐震診断・改修を担う人材の技術向上</b>	①耐震診断・改修技術講習会の開催
	②効果的な耐震改修工法の周知

## 第5章 耐震化を促進するための施策

### 1 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

町は、住宅や建築物の所有者に対して、地震に対する安全性確保の重要性を認識してもらうとともに、耐震診断や耐震改修の必要性や効果について普及啓発を図ります。

#### (1) パンフレットやインターネットを活用した普及啓発

町は、広報誌やホームページへの掲載、その他建築関係団体及び相談窓口などを通じて、耐震診断・改修に係る情報提供や地震防災パンフレット等、普及啓発ツールの配布など、耐震促進に係る情報の提供を行います。

また、断熱改修工事に係る補助金制度の所管部局である商工観光課と連携し、共同で補助制度に係るパンフレットの作成などを行い、耐震改修工事の更なる普及促進を目指します。

#### (2) セミナー等の開催による普及啓発

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事と合わせて耐震改修工事が行われるよう、上記のパンフレット等で情報発信することに加え、セミナー等を介して、地域の工務店や建築設計事務所、住宅の所有者に対する耐震改修工事に関する普及啓発を図ります。

#### (3) 地域における地震災害への取組の推進

耐震化の取組は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として認識することに加え、地域の問題として捉え、地域防災対策の普及・啓発を推進していくことが効果的です。

本町では、広報誌への折込みや町内会等を通じて、防災ハザードマップの配布を行うことなどにより、地域ぐるみでの地震災害等に対する防災意識の向上を図り、そこからの波及効果で各個人が所有する住宅の耐震化にも繋がるよう取組を進めます。

#### (4) 地震防災マップ等の公表の促進

各地域において発生のおそれがある地震や発生時に想定される建築物被害等を住民の方々に伝え、注意を喚起することは、防災意識の高揚を図る上でとても重要です。

町では防災ハザードマップや地震防災マップのひとつである「揺れやすさマップ」を公表するとともに、今後想定される地震の内容等に変更があった場合は速やかにマップの更新を行います。

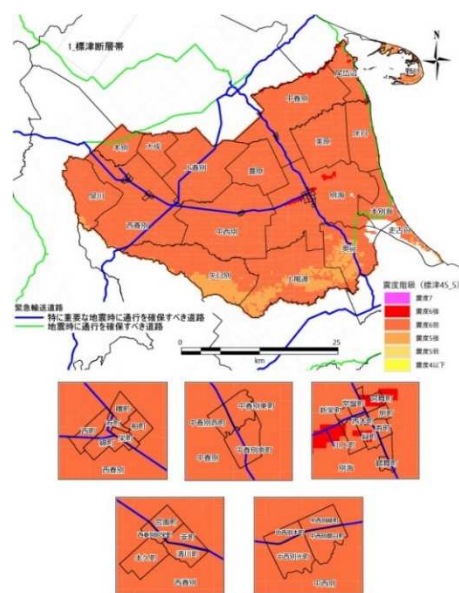


図 5-1 揺れやすさマップ



## 2 耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備

町は、北海道とも連携し、耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震診断・改修等に要する費用負担の軽減を図る所有者支援や、耐震診断・改修に関する相談体制の充実などの環境整備に努めます。

### (1) 住宅の耐震化の促進

#### ①住宅の耐震診断の促進

耐震診断は、住宅の所有者が耐震改修の必要性を判断する上で重要な調査であり、防災意識の向上や地震に対する不安解消に寄与します。

根室振興局で実施している戸建て木造住宅を対象とした無料耐震診断や町が実施する耐震診断費用に対する補助制度の周知を図り、耐震診断の受診が促進されるよう努めます。

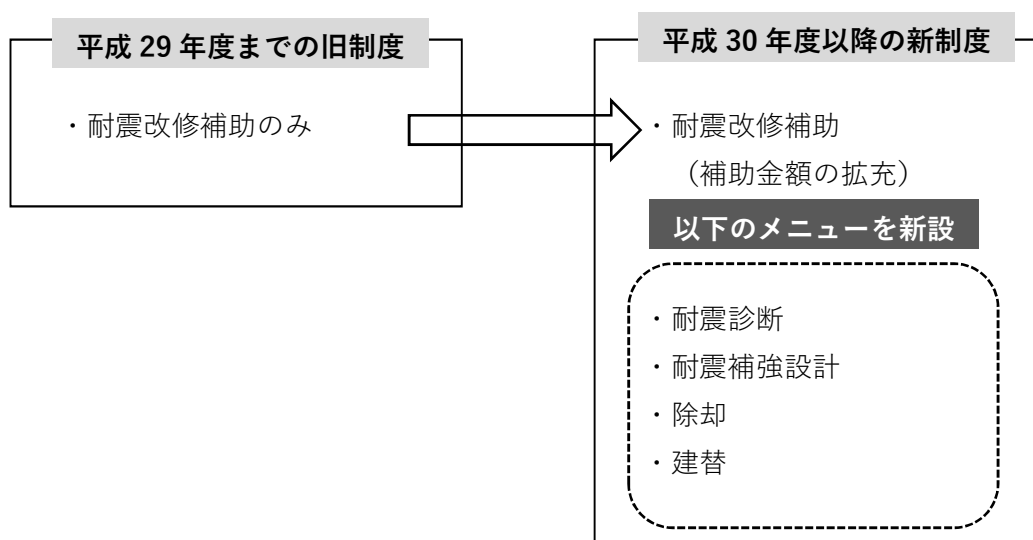
また、住宅所有者が耐震診断を実施した際には耐震改修等の補助制度について説明を行い、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対しては耐震改修を促します。

#### ②住宅の耐震改修費用に対する補助制度の利用促進

本町では従前より住宅の耐震改修費用に対する補助制度を設けていましたが、利用者が全くない状況が続いたことから、平成30年度よりその内容を大幅に見直し、補助金額及び補助メニューの拡充を図っています。

今後も国・道の補助制度を活用するとともに、ホームページや広報誌等への情報の掲載により補助金制度の更なる周知を徹底し、制度の活用促進を図ります。

図 5-3 補助制度の変遷



## (2) 住宅の建替・除却等の促進

昭和 56 年以前の建築基準法による旧耐震基準で建築された住宅は、耐震性が確保されていない場合もあり、建築後、少なくとも 40 年以上が経過し、住宅自体の老朽化も進んでいます。

このため、耐震改修を行う際の費用が高額となり、改修に踏み切れない場合も多いと考えられます。

こうした状況を踏まえ、町では住宅の建替・除却に対する補助金制度を設け、その活用促進により、既存住宅の建替・除却の促進に取り組めます

### ■ (参考) 住宅の耐震化に関する町民アンケート

別海町耐震改修促進計画の改定にあたって、現在の住まいの耐震診断・耐震改修の実績や希望、北海道や町の耐震化施策に関する町民の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

本アンケートは、別海町に居住する昭和 56 年以前建設の持ち家を所有する世帯を対象に調査票を配布しましたが、調査対象者の居住する住宅の建設時期については、既に建替え済みなど、昭和 57 年以降と回答した世帯が 58 世帯あり、今回はそれらを除いた 179 世帯を有効回答世帯として集計しました。(配布 917 票、回収 237 票、回収率 25.8%)

町は、以下のアンケート結果を踏まえ、今後における本町の耐震化の促進に資する施策の検討に活用するものとします。

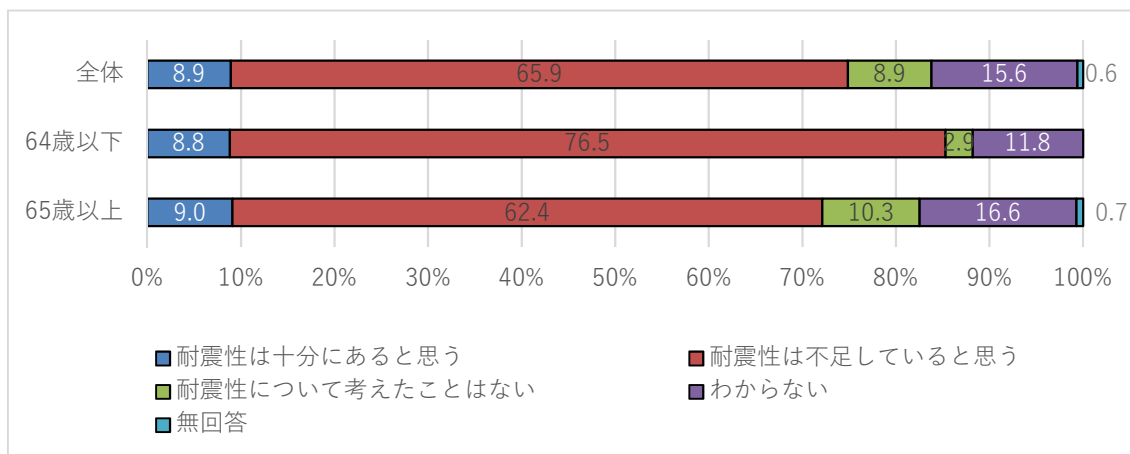
### ※以下、アンケート結果の内容抜粋

#### ●アンケート結果まとめその 1

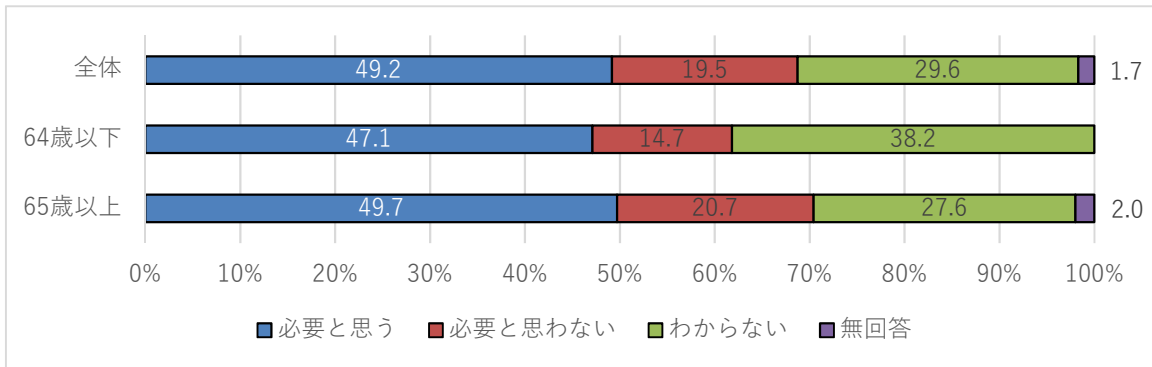
住宅の耐震性は「耐震性は不足していると思う」が 65.9%、耐震診断の必要性は、「必要と思う」が 49.2%と半数弱を占める一方で、耐震診断の受診状況は、「受診したことがない」が 95.5%と全体のほとんどを占めています。

以上のことから、今後も耐震診断の必要性を理解してもらうための情報発信が必要です。

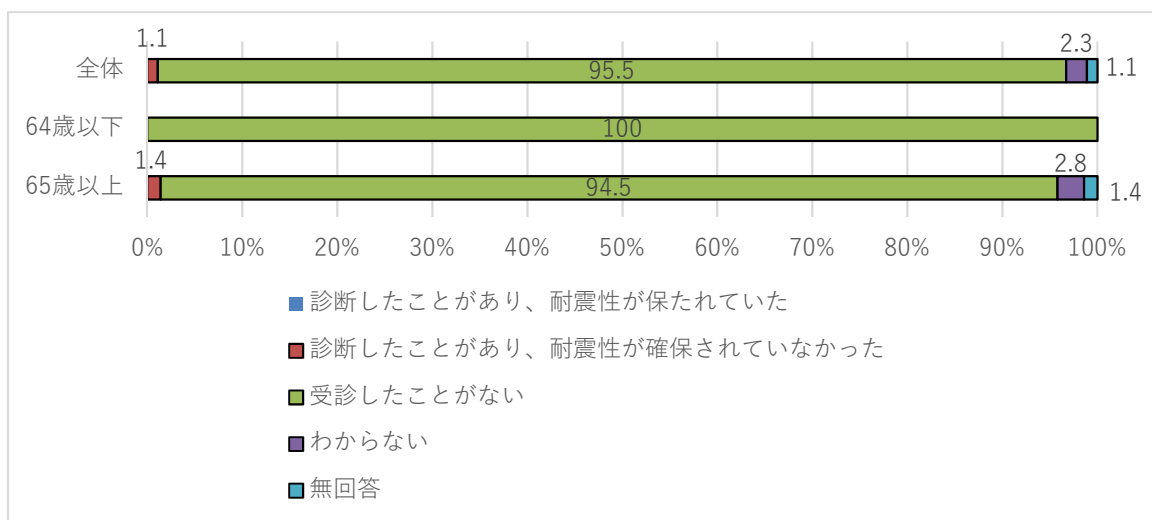
#### ・ 1-1 住宅の耐震性



### ・1-2 耐震診断の必要性



### ・1-3 耐震診断の受診



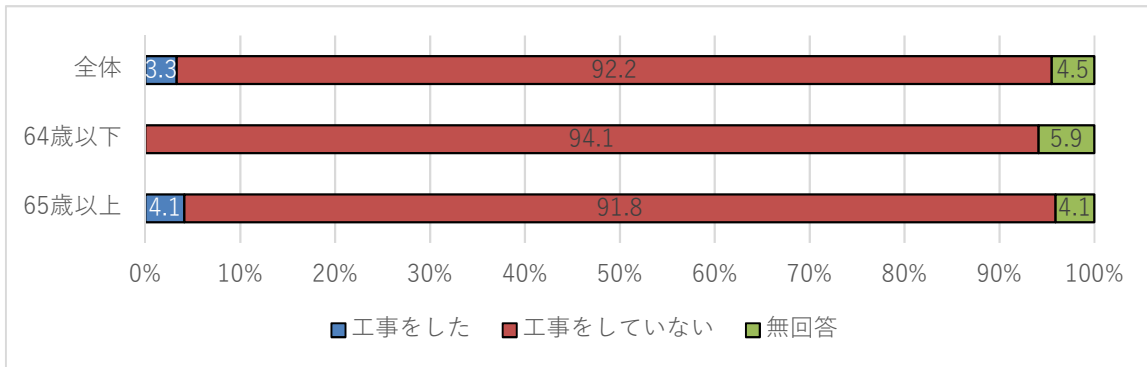
## ●アンケート結果まとめその2

耐震改修工事の実施状況は、「工事をした」の3.3%に対し、「工事をしていない」が92.2%と全体のほとんどを占めています。「工事をしていない」と回答した方の、将来の工事予定・希望は「工事の予定・希望はない」が58.2%である一方、「診断の結果、必要になったら工事したい」16.4%、「町の補助制度を活用して工事したい」10.3%、「資金の用意ができれば工事したい」6.1%となっています。

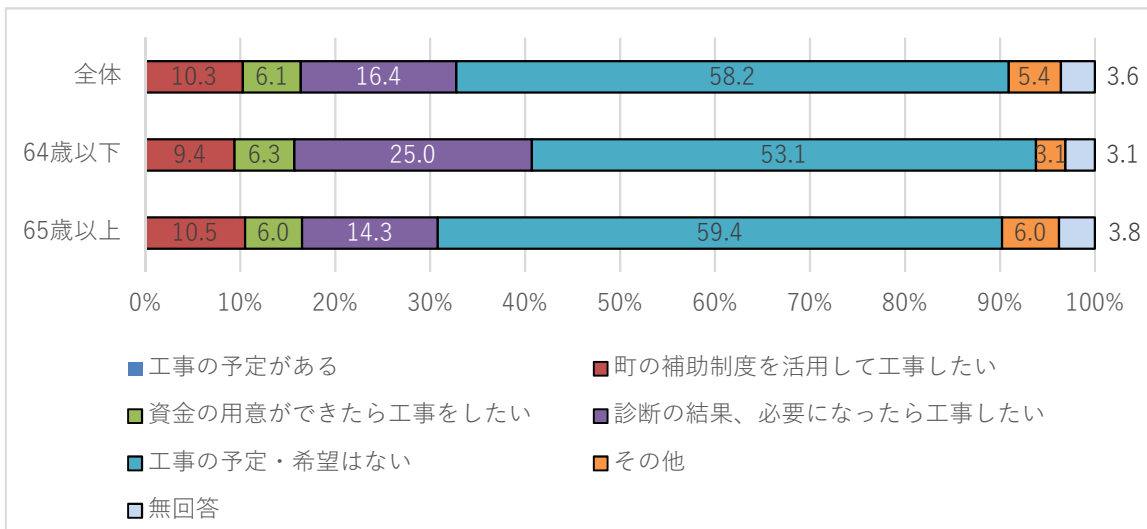
また、実施可能な工事費の割合は「50万円以下」が24.8%と最も高く、次いで「100万円以下」が15.8%、「200万円以下」と「300万円以下」が同率で4.9%、「150万円以下」と「400万円以下」も同率の3.0%となっています。

以上から、耐震改修工事に係る補助制度を活用し、自己負担の圧縮が求められる結果となりました。

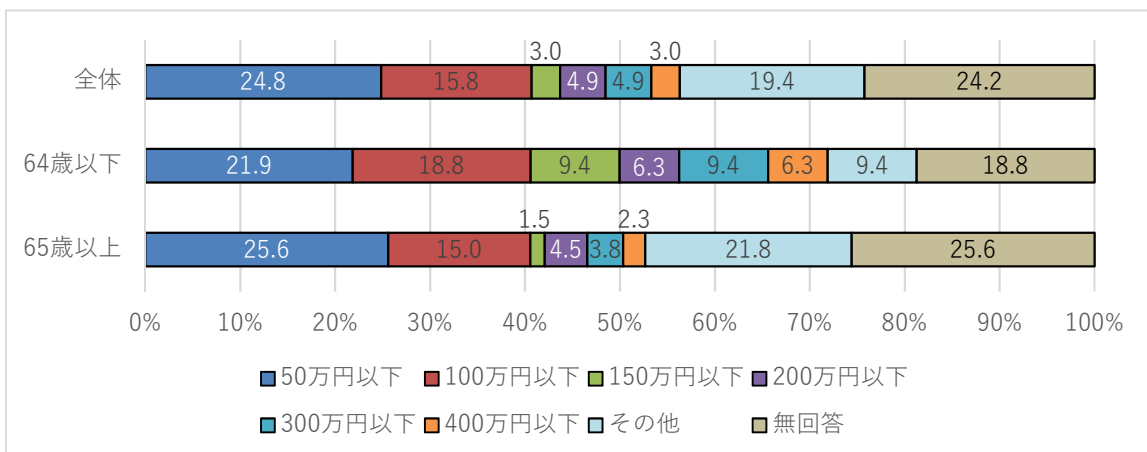
・2-1 耐震改修工事の実施状況



・2-2 将来の工事予定・希望



・2-3 耐震改修工事を行える費用





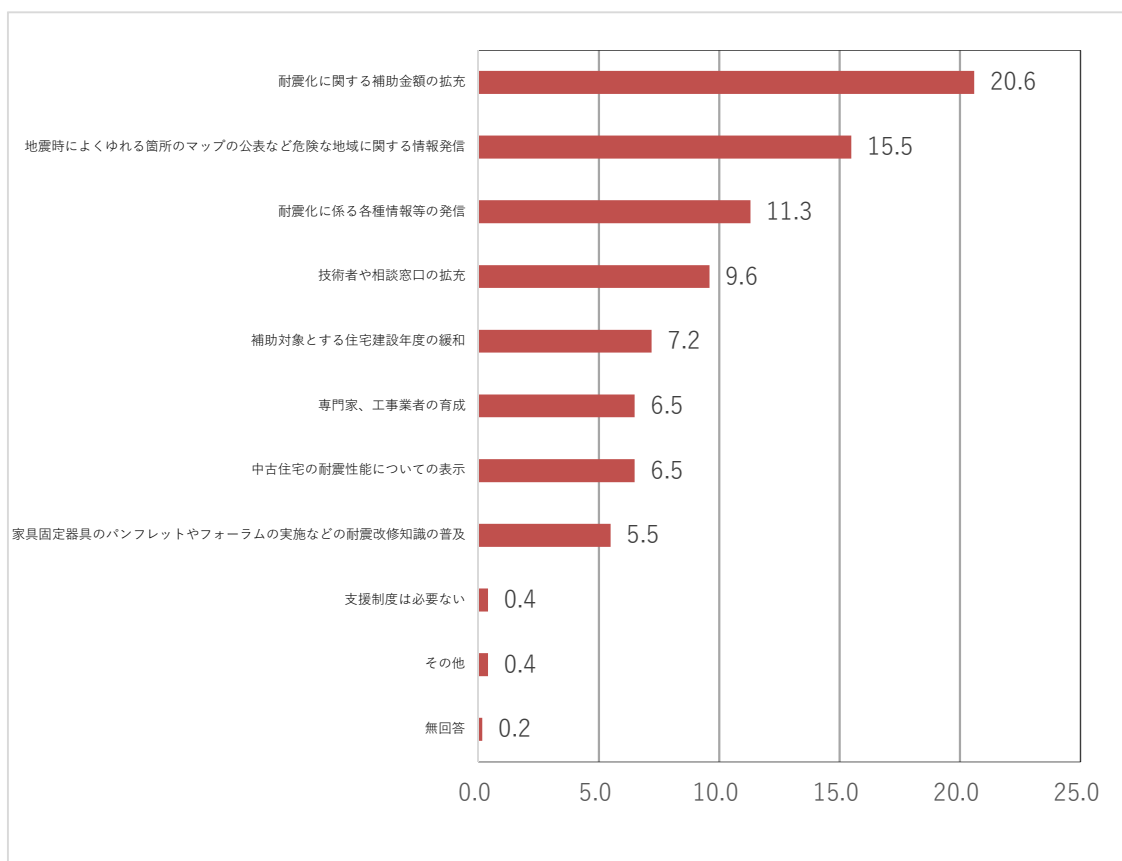
### ●結果まとめその3

住宅の耐震化を進める上で充実してもらいたい施策については、「耐震化に関する補助金額の拡充」が20.6%と最も高く、次いで「地震時によくゆれる箇所のマップの公表など危険な地域に関する情報発信」15.5%、「耐震化に係る各種情報等の発信」11.3%、「技術者や相談窓口の充実」9.6%、「補助対象とする住宅建設年度の緩和」7.2%、「専門家、工事業者の育成」及び「中古住宅の耐震性能についての表示」が6.5%、「家具固定器具のパンフレットやフォーラムの実施などの耐震改修知識の普及」が5.5%となっています。

以上を踏まえ、「耐震化に関する補助金額の拡充」については、国費及び道費の補助額が拡充された場合には、町もこれに対応した制度の改正が必要となります。

また、「耐震化に係る各種情報等の発信」や「技術者や相談窓口の充実」などのその他対応についても、今後更なる対応施策が求められています。

#### ・3-1 住宅の耐震化のため充実したい施策



### (3) 地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の促進

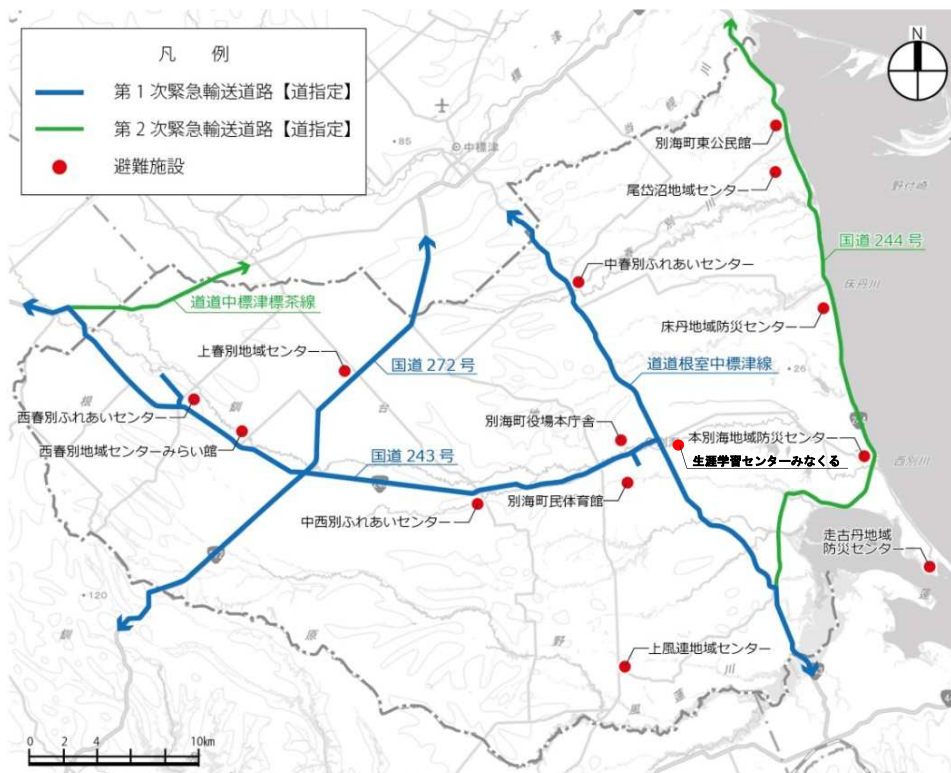
地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第1次から第3次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

北海道耐震改修促進計画では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路に指定しています。

道は、この緊急輸送道路の沿道にある建築物で、前面道路幅員に対し一定の高さなどを有するものは、市町村と連携して、建築物の所有者に対し、地震時の倒壊により道路を閉塞するおそれがある建築物であることを伝えるとともに、当該建築物の耐震診断の実施を促すこととし、地震に対する安全性を確保するため耐震改修の必要があると認めるときは、耐震改修を実施するよう指導・助言を行っていくこととしております。

本町においては、北海道と協力し合いながら対応し、緊急輸送道路に見直しがあった場合にも同様に対応していくこととします。

図 5-4 地震時に通行を確保すべき道路



[北海道緊急輸送道路ネットワーク計画より抜粋]

#### 第1次緊急輸送道路

道庁、地方中心都市及び重要港湾、空港、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路

#### 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路

## **(4) 耐震診断・改修に係る相談体制の充実**

### **①相談窓口の充実**

耐震診断・改修等の耐震化の促進を図るため相談窓口を設置します。

さらに、北海道建築指導センターで行っている住宅相談窓口及び、根室振興局建設指導課で行っている無料の耐震診断窓口への橋渡しとしての役割を担います。

また、近年悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅の所有者等が安心して耐震改修を実施できるような環境整備を目指します。

### **②相談員の資質向上**

相談窓口での耐震診断の受診を促すためには、相談員の資質向上を図ることが重要と考えます。

町では、北海道に協力を要請し、相談員（職員）を対象とした耐震診断プログラムの研修などを行い、相談員の資質向上を目指します。

## **(5) その他の地震時の安全対策の推進**

### **①ガラス等の落下の防止対策**

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて北海道と連携しながら所有者に対して改善の働きかけを行います。

### **②大規模空間の天井の脱落防止対策**

平成15年の十勝沖地震では、空港ターミナルビルの天井が崩落する被害が生じ、さらに平成23年の東日本大震災では、体育館や劇場など比較的新しい建築物も含めて大規模空間の天井が脱落する被害が発生しました。

これらの被害を踏まえ、北海道では建築基準法に基づく所有者による定期報告制度などにおいて、安全性の確保を図るよう指導することとしております。

本町では、北海道と連携しながらこれに対応し、また、町有施設において現状既存不適格状態となっている特定天井の改修等、耐震化の促進を図ります。

### ③エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルでエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、北海道では建築基準法に基づく所有者による定期検査において、地震の初期振動を感知し最寄り階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保を図るよう指導することとなっています。

町有施設においても近年建設された建築物を除き、多くのエレベーターで現状、既存不適格の状態となっていることから、大規模改修の時期などに合せて是正を図ることとします。

### ④ブロック塀等の倒壊防止対策

地震により倒壊したブロック塀が道路をふさぎ、避難や救助・消火活動に支障をきたすことになりうることから、こうした被害を防止するために適切な維持管理や安全対策の必要性等について、北海道をはじめ関係機関と連携しながら実施している建築物防災週間パトロールなどを通じ、必要に応じてブロック塀の所有者に対し安全措置等の情報提供に努めます。（本町では通学路上における危険なブロック塀はありません。）

## 3 耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

### (1) 耐震診断・改修技術講習会の開催

耐震改修工事は、十分な技術的知見を有する建築士や設計コンサル等が行った詳細な耐震診断結果に基づいて適切な耐震改修工法で実施することが重要です。

本町では、地域の建築士等に耐震診断や耐震改修工法について必要な知識、技術等の更なる習得を促すため、北海道や建築関係団体と連携し、資質の向上を図るための講習会の開催に努めます。

### (2) 効果的な耐震改修工法の周知

住宅・建築物の耐震改修を推進するためには、コスト削減や北海道の気候風土に適した効果的な工法の周知が必要です。

本町では、北海道立総合研究機構北方建築総合研究所が手掛けた、道内での地域特性に基づく、既存木造建築物の断熱改修と合わせた外壁の耐震改修工法等の周知等を行い、地域の工務店等への技術の普及に努めます。

## 第6章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導・助言

所管行政庁である北海道と連携し、耐震改修促進法に基づく指導、建築基準法に基づく勧告または命令等に協力し、耐震化の促進に繋がります。

### 1 耐震改修促進法に基づく指導・助言

耐震改修促進法第16条では、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない全ての住宅や建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務を課しています。

このため、所管行政庁である北海道は、周辺への影響などを勘案して、必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うこととなります。

町内で北海道が必要な指導・助言を行うこととなった場合には、町も積極的に北海道へ協力し、是正に向け対応します。

### 2 所管行政庁との連携

北海道、道内市町村、建築関係団体は、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための連絡協議を行う場として、「全道住宅建築物耐震改修促進会議」を設置しています。

本町では本計画に掲げた目標の進捗管理や北海道との連携方策の連絡協議のため「全道住宅建築物耐震改修促進会議」へ毎年積極的に参加し、住宅・建築物の耐震化の促進に向けて北海道と相互に連携しながら取り組みを進めます。

---

別海町耐震改修促進計画  
令和 5 年（2023 年） 3 月

別海町建設水道部建築住宅課  
野付郡別海町別海常盤町 280 番地  
電話 0153-74-9843